

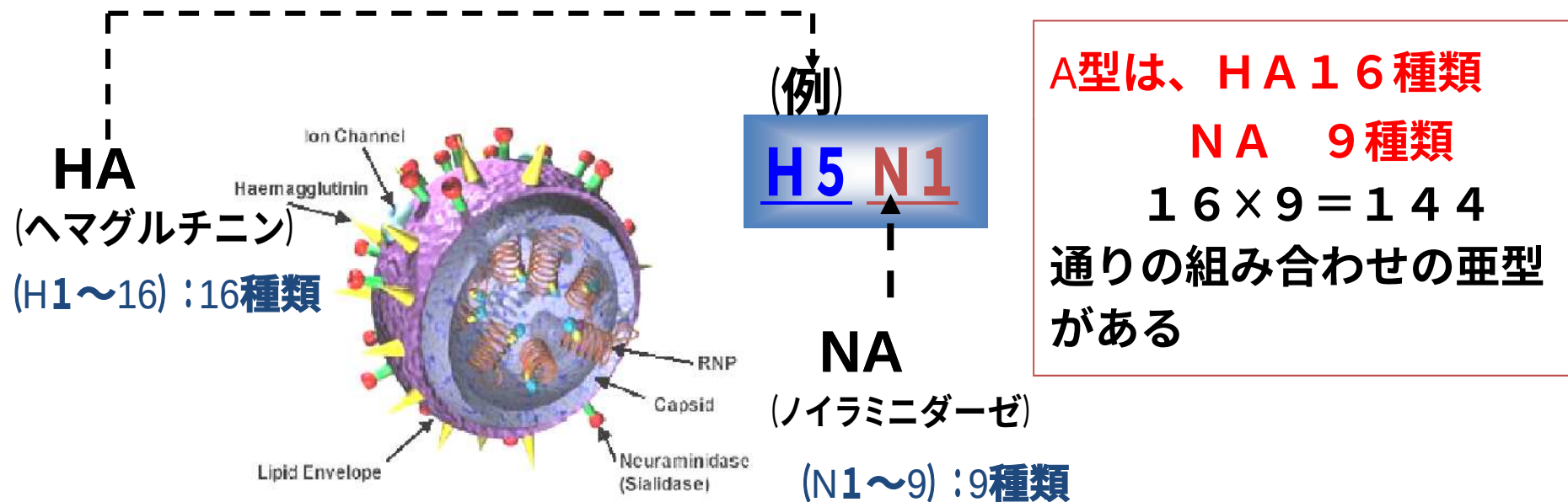
新型インフルエンザ等対策について

平成26年10月
内閣官房新型インフルエンザ等対策室
大場寛之

1 新型インフルエンザ等対策の概要

インフルエンザについて

- インフルエンザウイルスにはA～C型がある。
このうち大きな流行の原因となるのはA型とB型。
- A型はさらに、HA (ヘマグルチニン) とNA (ノイラミニダーゼ) という分類があり、これらの組み合わせによって亜型に分類される。
※ソ連型 (A/H1N1)、鳥インフルエンザ (A/H5N1) 等



HA : ウイルスが細胞内へ侵入する際に結合

NA : ウイルスが細胞内で増幅し、細胞外へ遊離する際に利用

鳥インフルエンザと新型インフルエンザの関係

鳥インフルエンザ

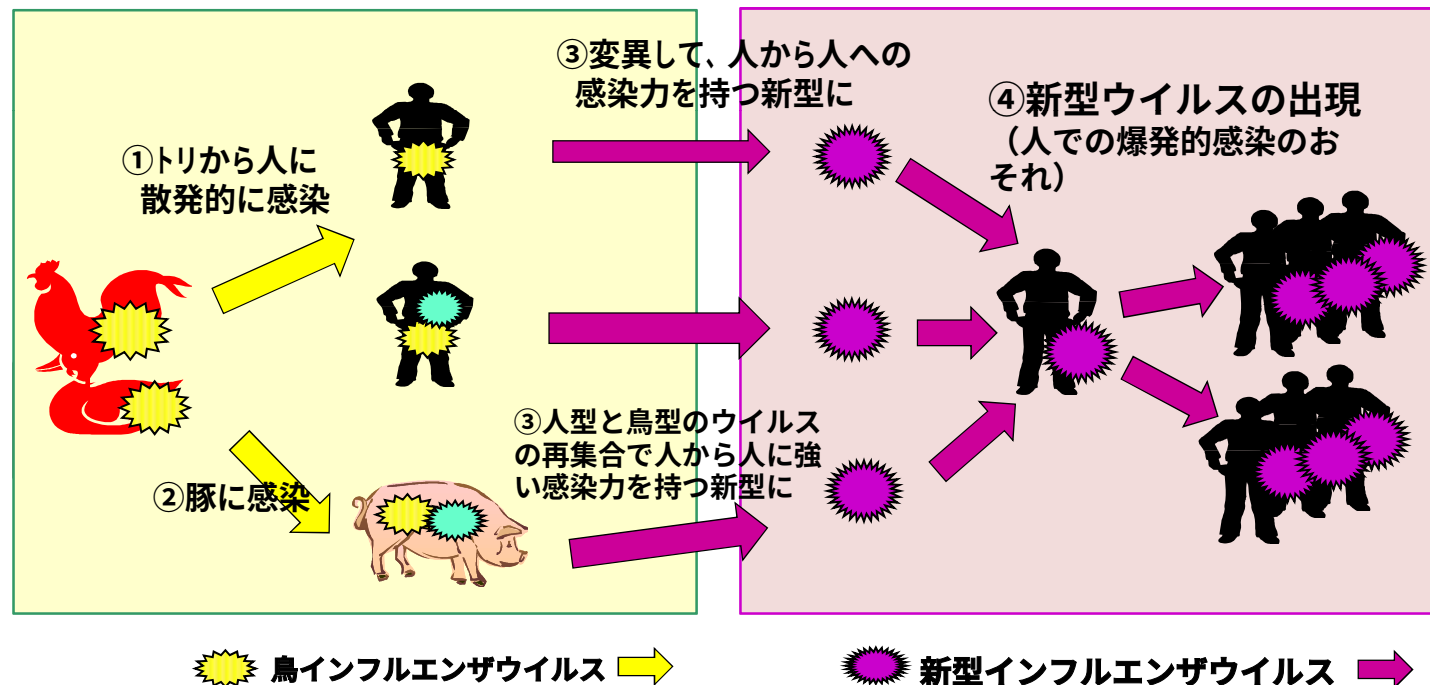
- 基本的には鳥の間で感染
※野生水鳥や家きんが腸内に保有
- 「鳥→人」に散発的に感染

- **感染症法・検疫法**に基づく医療等の対応

新型インフルエンザ

- 人から人への感染が持続的に発生

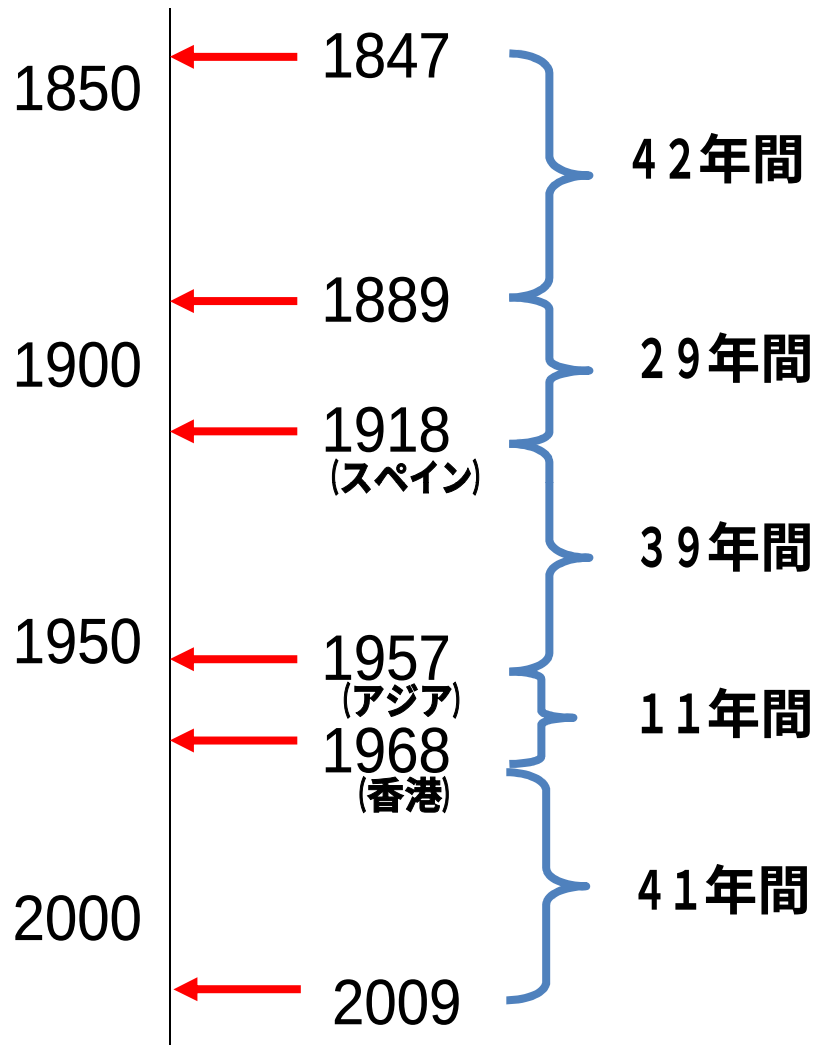
- **特措法、感染症法、検疫法**などを駆使し総合的に対応



季節性インフルエンザ

- 国民の多くが罹患し、免疫を保有することで、**最終的に季節性インフルエンザ**となる

新型インフルエンザの出現時期



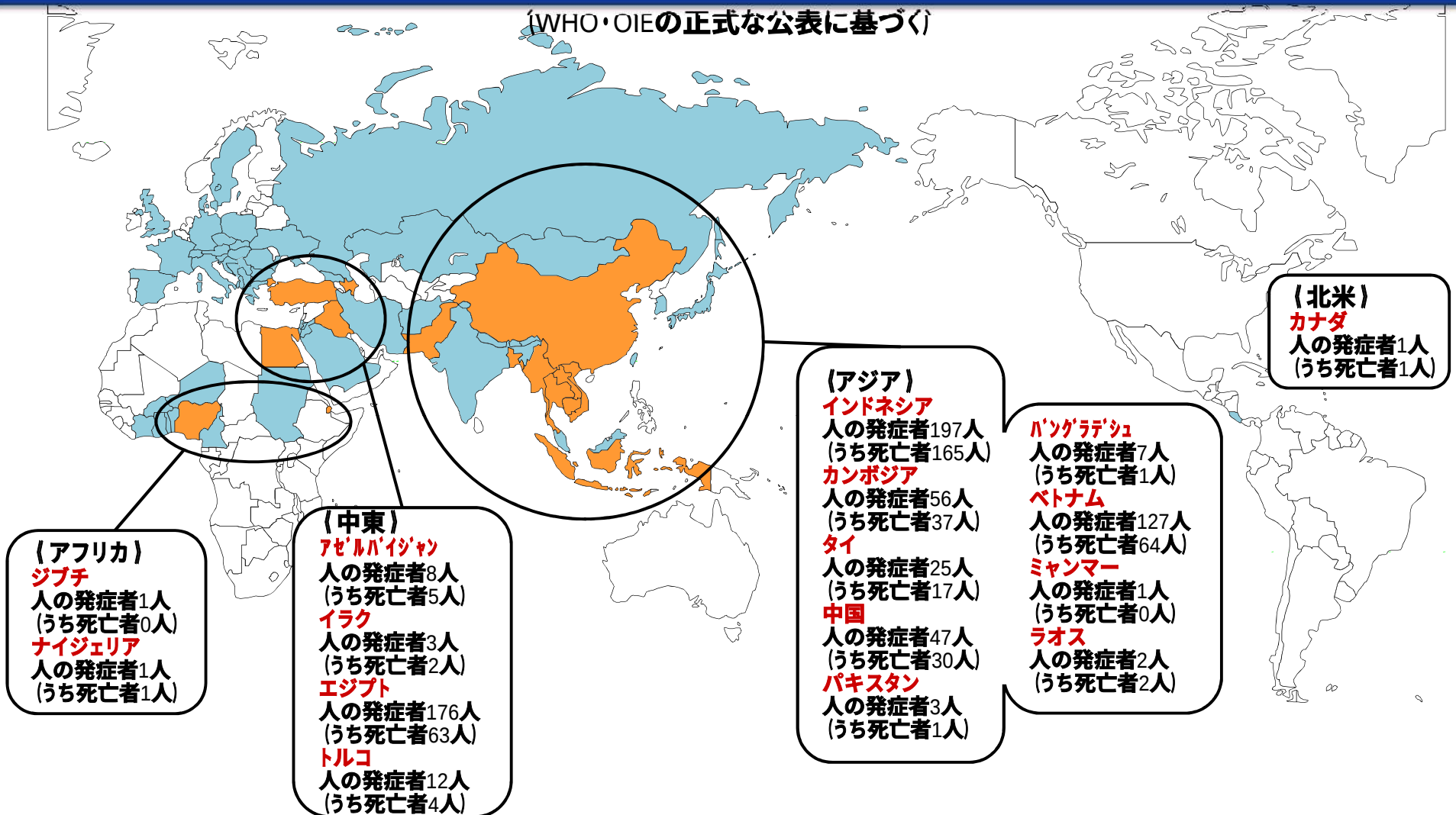
新型インフルエンザの出現周期

10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している

流行年	通称	死亡者数
1918－1919年 (H1N1)	スペイン インフルエンザ	4000万人
1957－1958年 (H2N2)	アジア インフルエンザ	200万人以上
1968－1969年 (H3N2)	香港インフルエ ンザ	100万人以上

鳥インフルエンザ (H5N1) 発生国及び人での確定症例 (2003年11月以降)

(WHO・OIEの正式な公表に基づく)



注) 上図の他、人への感染事例として、
 1997年香港 (H5N1 18名感染、6人死亡)
 1999年香港 (H9N2 2名感染、死亡なし)
 2003年香港 (H5N1 2名感染、1人死亡)
 2003年オランダ (H7N7 89名感染、1人死亡)
 2004年カナダ (H7N3 2名感染、死亡なし)
 2007年英国 (H7N2 4名感染、死亡なし)
 2012年メキシコ (H7N3 2名感染、死亡なし) 等 がある。

■ : 家きん等での高病原性鳥インフルエンザH5N1が認められた国
 ■ : 人でのH5N1発症が認められた国

参考: WHOの確認している発症者数は計667人(うち死亡393人)

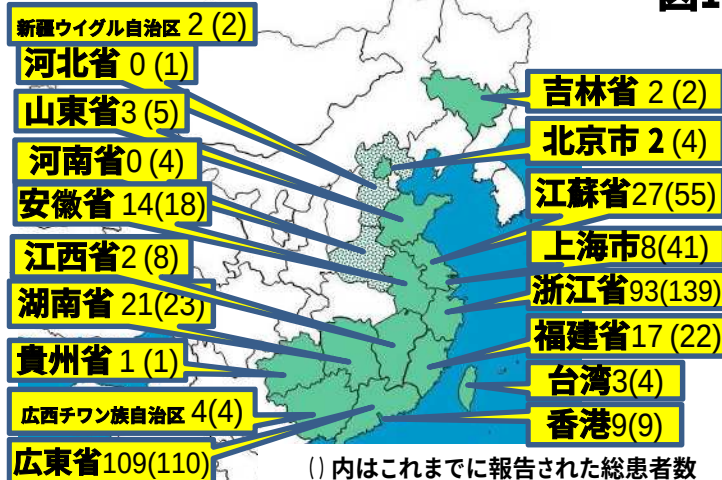
2014年6月27日現在
 厚生労働省健康局結核感染症課作成

鳥インフルエンザA(H7N9)のヒトへの感染の対応について

経緯：平成25年3月以降、新たな鳥インフルエンザA(H7N9)ウイルスのヒト感染患者453名(平成25年10月以降に限れば318名)の報告がある※(図1)。感染患者のうち死亡者数は少なくとも170名が報告されている※※。発生地域は中国(2市12省2自治区)、香港特別区・台湾・マレーシア(輸入症例)。継続して状況を注視する。

※WHOの平成26年9月4日発表に基づく。※※死亡者数は中国国家衛生計画生育委員会9月9日発表に基づく。

中国・台湾・香港の感染者数(平成25年10月～) 図1



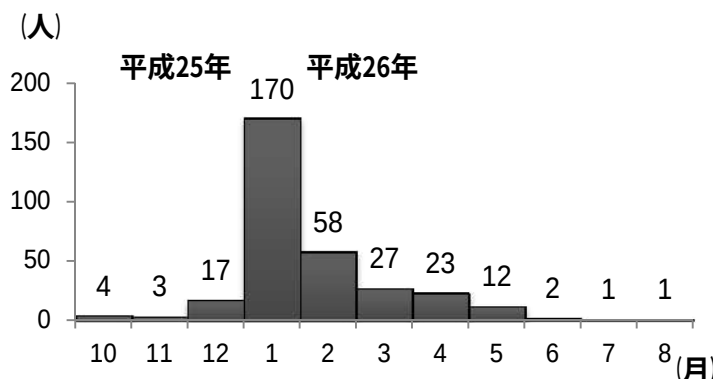
主な特徴

- 感染源は未確定だが、生きた家きん等との接触による可能性が最も高い。
- 持続的なヒト-ヒト感染は認められていない。

厚生労働省の主な対応

- 法的整備：感染症法に基づく指定感染症
検疫法に基づく検疫感染症に指定
(H5N1と同レベルの対応が可能)
- 検疫：検疫所の検査体制の整備、検疫所での注意喚起(ポスターや健康カード等)
- 国内監視体制：自治体(地方衛生研究所)の検査体制の整備
- 情報収集・発信：WHOや専門家ネットワーク等を活用した情報収集・分析、国立感染症研究所リスクアセスメントの発信
- ワクチン：ウイルス株の入手・分析を実施
非臨床(動物)での試験を実施中

発症月別、感染者の数(平成25年10月以降) 図2

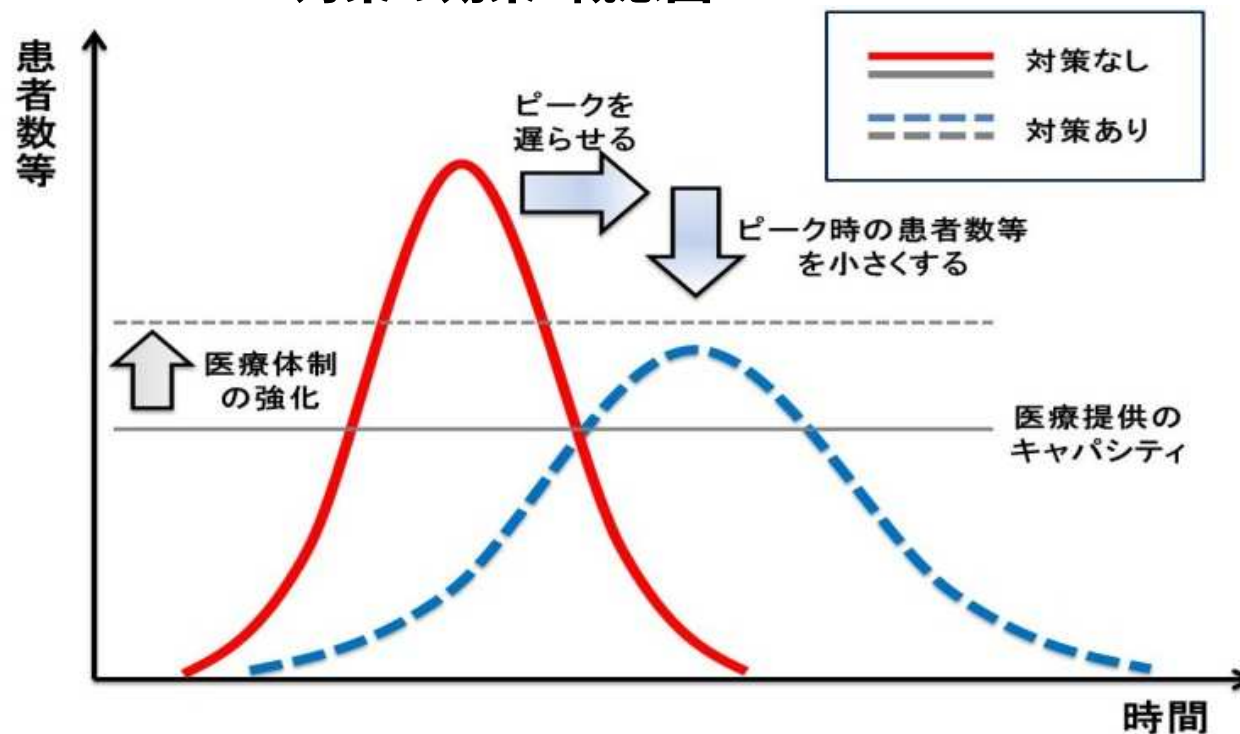


新型インフルエンザ等対策の基本的な方針①

1. 感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめる。
2. 国民経済に及ぼす影響を最小とする。

- 流行のピークを遅らせ、医療体制整備等の時間を確保
- 流行のピーク時の患者数を少なくし、患者に適切な医療を提供
- BCPの作成・実施等により、国民経済安定のための業務を維持

<対策の効果 概念図>



新型インフルエンザ等対策の基本的な方針②

一つの対策に偏重した準備は大きなリスク



発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応することが必要

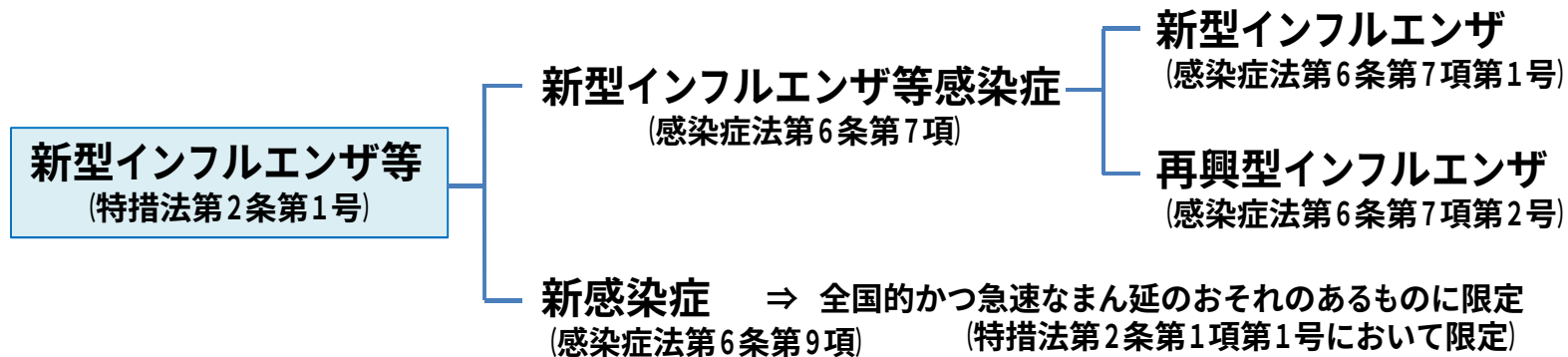


各種対策を総合的・効果的に組み合わせてバランスのとれた戦略を目指す
(病原体の特徴、流行の状況等を踏まえ、対策の有効性や国民生活に与える影響等を総合的に勘案し、実施すべき対策を選択・決定)

具体的には、

- 発生に備えた事前の準備を周到に行っておく
- 発生した場合、検疫の強化等により、病原体の国内侵入をできるだけ遅らせる
- 国内発生当初は、感染拡大のスピードを遅らせることを目的とした対策を実施
(病原性等の情報が限られている場合には、最も被害が大きい場合を想定し強力な対策を実施し、状況の進展に応じて縮小・中止)
- 社会が緊張する中では不測の事態が想定されるため、状況を把握し、臨機応変に対処
- 医療以外の感染対策は、社会全体で取り組むことで効果が期待される
(事業者が職場における感染対策にとりくむことはもちろん、国民一人ひとりが感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行うことが必要)

「新型インフルエンザ等」とは



- **新型インフルエンザ**とは、人から人に持続的に感染するウイルスを病原体とするインフルエンザであって、国民の大部分が免疫を獲得していないことから、全国かつ急速なまん延により、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるもの。
- **再興型インフルエンザ**とは、かつて世界的に流行したインフルエンザであって、現在の国民の大部分が免疫を獲得していないことから、全国かつ急速なまん延により、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるもの。
- **新感染症**とは、感染症であって、既知の疾病と病状や治療の結果が明らかに異なるもので、病状の程度が重篤であり、新型インフルエンザと同様に、まん延により、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるもの。

(参考) 感染症法・検疫法に基づく主な措置

感染症法ではリスクの高い順に一類感染症～五類感染症に分類

類型	実施できる措置						対象疾病
	隔離 [検疫法]	停留 [検疫法]	入院勧 告・措置	就業 制限	医師の 届出※1	外出自 粛要請	
一類感染症	○	○	○	○	○	×	エボラ出血熱、ペスト、ラッサ熱 等
二類感染症	×	×	○	○	○	×	結核、 SARS 、 鳥インフルエンザ (H5N1) 等
三類感染症	×	×	×	○	○	×	コレラ、細菌性赤痢、腸チフス 等
四類感染症	×	×	×	×	○	×	黄熱、マラリア、鳥インフルエンザ (H5N1、H7N9を除く)、デング熱 等
五類感染症	×	×	×	×	○	×	インフルエンザ、梅毒、麻しん 等
新型インフ ルエンザ等 感染症	○	○	○	○	○	○	新型インフルエンザ 、再興型インフ ルエンザ
指定感染症	一類から三類感染症に準じた措置 (延長含め最大2年間に限定)						鳥インフルエンザ (H7N9) ※2
新感染症	(症例積み重ね前) 個別対応 (症例積み重ね後) 一類感染症に準じた対応						(該当なし)

※1: 医師の届出は五類感染症(7日以内)を除き、他の類型は(直ちに)行うこと、とされている。

※2: 鳥インフルエンザ(H7N9)は現時点で二類感染症相当の対応が執られている。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（特措法）

新型インフルエンザ等に対する対策の強化を図り、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

1. 体制整備等

(1) 行動計画等の作成

① 国、地方公共団体の行動計画の作成、物資・資材の備蓄、訓練、国民への知識の普及

② 指定公共機関（医療、医薬品・医療機器の製造・販売、電力、ガス、輸送等を営む法人）の指定・業務計画の作成

(2) 発生時に国、都道府県の対策本部を設置、新型インフルエンザ等緊急事態に市町村の対策本部を設置

(3) 発生時における特定接種（登録事業者※）の従業員等に対する先行的予防接種の実施

(4) 海外発生時の水際対策の的確な実施

(5) 権利に制限が加えられるときであっても、当該制限は必要最小限のものとすること

「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」

新型インフルエンザ等（国民の生命・健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあるものに限り）が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認められるとき

2. 「新型インフルエンザ等緊急事態」発生の際の措置

- ① 外出自粛要請、興行場、催物等の制限等の要請・指示（潜伏期間、治癒するまでの期間等を考慮）
- ② 住民に対する予防接種の実施（国による必要な財政負担）
- ③ 医療提供体制の確保（臨時の医療施設等）
- ④ 緊急物資の運送の要請・指示
- ⑤ 政令で定める特定物資の売渡しの要請・収用
- ⑥ 埋葬・火葬の特例
- ⑦ 生活関連物資等の価格の安定（国民生活安定緊急措置法等の的確な運用）
- ⑧ 行政上の申請期限の延長等
- ⑨ 政府関係金融機関等による融資

等



新型インフルエンザ等対策特別措置法が想定している一般的経過例

新型インフルエンザ発生

第一段階 海外で発生 (病原性が不明な段階)

政府対策本部立ち上げ

行動計画に基づき、基本的対処方針策定
検疫の実施、特定接種の実施等

第二段階 病原性も明らかになってくる。国内に侵入

病原性等が強いおそれがある場合

緊急事態宣言

外出自粛、催物の開催の制限の要請等
住民への予防接種
臨時の医療施設における医療提供 等

緊急事態宣言終了

左記以外

本部のみ継続

本部の廃止

新型インフルエンザ等発生時の流れと主な措置について

厚生労働大臣の新型インフルエンザ等の発生の公表

※ WHO等との連携

政府対策本部の設置

- 基本的対処方針の作成
- 特定接種（登録事業者（医療関係者、社会機能維持事業者）の従業員等に対する先行的予防接種）の実施
- 海外発生時の水際対策の的確な実施
- 現地対策本部の設置（必要に応じて）

都道府県対策本部の設置

- 特定接種の実施への協力
- 医師等への医療従事の要請・指示等

<市町村>

【任意に対策本部設置可】

※法律に基づく対策本部ではない

- 特定接種の実施への協力

新型インフルエンザ等緊急事態宣言（国）

<国>

- まん延の防止に関する措置
・住民に対する予防接種の実施指示
- 国民生活及び国民経済の安定に関する措置
・ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等の緊急物資の運送要請・指示
・特定物資の売渡しの要請・収用

<都道府県>

- まん延の防止に関する措置
・学校等の施設や興行場、催物の制限等の要請・指示
- 予防接種の実施への協力
- 医療等の提供体制の確保に関する措置
・病院や、医薬品販売業者等である指定（地方）公共機関における診療、薬品等の販売
・臨時の医療施設の開設、土地等の使用
- 国民生活及び国民経済の安定に関する措置
・ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等の緊急物資の運送要請・指示
・特定物資の売渡しの要請・収用
- 緊急時の埋葬・火葬

市町村対策本部の設置

- 予防接種の実施
・住民に対する予防接種

新型インフルエンザ等緊急事態措置

国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得したこと等により当該疾病が新型インフルエンザ等感染症と認められなくなった旨が公表された場合、本部廃止

緊急事態宣言が解除された場合、本部廃止

行動計画と基本的対処方針について

行動計画について

- 新型インフルエンザ等の発生に備え、新型インフルエンザ等の発生前（平時）に、政府、都道府県、市町村が、新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画を定めるもの。
- 実際に発生する新型インフルエンザ等の病原性・感染力等のウイルスの特徴などを予測することは不可能であるため、病原性の高い新型インフルエンザへの対応を念頭に置きつつ、病原性が低い場合等様々な状況に対応できるよう、対策の選択肢を示すもの。

基本的対処方針について

- 新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部長が、行動計画に基づき、新型インフルエンザ等対策として実際に講じる対策についての基本的な方針を定めるもの。
- 発生した新型インフルエンザ等の病原性・感染力等のウイルスの特徴、流行の状況、地域の特徴、その他の状況を踏まえ、患者等の人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが社会・経済活動に与える影響を総合的に勘案し、行動計画等で記載するもののうちから、具体的に実施すべき対策を選択し決定する。
- 新型インフルエンザ等の発生時、都道府県・市町村対策本部は、政府対策本部長が定める基本的対処方針及びその行動計画に基づき、対策を実施。

新型インフルエンザ等対策に係る対処体制

平時

新型インフルエンザ等対策閣僚会議

(平成24年8月3日 閣議口頭了解一部改正)

主 宰 : 内閣総理大臣
構成員 : 全閣僚

<主な任務>

- 発生に備え、関係省庁の緊密な連携を確保し、政府一体となって対策を推進。

発生時

新型インフルエンザ等対策本部

本部長 : 内閣総理大臣
副本部長 : 官房長官、厚生労働大臣、
その他の大臣(本部長が特に必要と認める場合)
構成員 : 他のすべての国務大臣

<主な任務>

- 発生状況に応じた「基本的対処方針」を決定する等、対策を総合的かつ強力に推進。

特措法上、「基本的対処方針」を作成するときは、本部長は、学識経験者の意見を聴くこととされている。

新型インフルエンザ等対策有識者会議

新型インフルエンザ等対策有識者会議の開催について(平成24年8月3日閣僚会議決定)

- 委員 : 医学、公衆衛生、法律・経済専門家、経済界、労働界、地方公共団体、マスコミ等
※ 内閣総理大臣が指名

<主な任務>

- 新型インフルエンザ等対策の円滑な推進のための必要な意見を述べる。

医療・公衆衛生に関する分科会

委員 : 「有識者会議」の委員の中から、内閣総理大臣が指名

社会機能に関する分科会

委員 : 「有識者会議」の委員の中から、内閣総理大臣が指名

基本的対処方針等諮問委員会

- 委員 : 「有識者会議」の委員の中から、内閣総理大臣が指名(医学、公衆衛生関係者等)

<主な任務>

- 本部長(内閣総理大臣)からの求めに応じ、「基本的対処方針」について、意見を述べる。

責務等について 【法第3～5条】

国の責務

- 新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ及び新感染症。以下同じ）が発生したときは、自ら対策を的確かつ迅速に実施し、並びに地方公共団体及び指定公共機関が実施する対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備すること。
- 新型インフルエンザ等及びワクチンその他の医薬品の調査及び研究を推進するよう努めること。
- 世界保健機関その他の国際機関及びアジア諸国等との国際的な連携を確保するとともに、調査及び研究に係る国際協力を推進するよう努めること。

地方公共団体の責務

- 地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生したときは、基本的対処方針に基づき、自らその区域に係る対策を的確かつ迅速に実施し、及び当該地方公共団体の区域において関係機関が実施する対策を総合的に推進すること。

指定（地方）公共機関の責務

- 指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、その業務について、対策を実施すること。

事業者及び国民の責務

- 事業者及び国民は、新型インフルエンザ等の予防に努めるとともに、対策に協力するよう努めなければならないこと。
- 事業者は、新型インフルエンザ等のまん延により生ずる影響を考慮し、その事業の実施に関し、適切な措置を講ずるよう努めなければならないこと。
- 特定接種の対象となる登録事業者は、新型インフルエンザ等が発生したときにおいても、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を継続的に実施するよう努めなければならないこと。

基本的人権の尊重

- 国民の自由と権利が尊重されるべきことに鑑み、対策を実施する場合において、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は当該対策を実施するため必要最小限のものでなければならない。

国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、対策を実施するに当たっては、相互に連携協力し、その的確かつ迅速な実施に万全を期さなければならない。

国・地方公共団体の行動計画、指定(地方)公共機関の業務計画について【法第6～9条】

国・地方公共団体、指定(地方)公共機関はそれぞれ、行動計画・業務計画を作成・公表

	国	都道府県	市町村	指定(地方)公共機関
行動計画・業務計画に規定する主な事項	対策の実施に関する基本的な方針 国が実施する措置に関する事項 ・新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザに変異するおそれが高い動物のインフルエンザの海外及び国内における発生の状況、動向及び原因の情報収集 ・新型インフルエンザ等に関する情報の地方公共団体、指定公共機関、事業者及び国民への適切な方法による提供 ・国内初発の場合における現地対策本部による対策の総合的な推進 ・検疫、登録事業者の従業員等に対する特定接種の実施その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置 ・医療の提供体制の確保のための総合調整 ・生活関連物資の価格の安定のための措置その他の国民生活及び国民経済の安定に関する措置	対策の総合的な推進に関する事項 都道府県が実施する措置に関する事項 ・新型インフルエンザ等の発生の状況、動向及び原因の情報収集並びに調査 ・新型インフルエンザ等に関する情報の市町村、指定地方公共機関、医療機関、事業者及び住民への適切な方法による提供 ・感染を防止するための協力の要請その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置 ・医療従事者の確保その他の医療の提供体制の確保に関する措置 ・物資の売渡しの要請その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置 ・その他必要と認めるもの	対策の総合的な推進に関する事項 市町村が実施する措置に関する事項 ・新型インフルエンザ等に関する情報の事業者及び住民への適切な方法による提供 ・住民に対する予防接種の実施その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置 ・生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置 ・その他必要と認めるもの	指定(地方)公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策の内容及び実施方法に関する事項
	登録事業者の従業員等に対する特定接種に係る登録の基準に関する事項			
	都道府県行動計画及び指定公共機関業務計画を作成する際の基準となるべき事項	市町村行動計画及び指定地方公共機関業務計画を作成する際の基準となるべき事項		
	新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項	新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項	新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項	新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項
	地方公共団体やその他の関係機関相互の広域的な連携協力の確保に関する事項	他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項	他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項	新型インフルエンザ等対策の実施に関する関係機関との連携に関する事項
手続	・閣議 ・国会報告	・必要がある場合、他の地方公共団体へ意見聴取 ・内閣総理大臣に報告、必要な場合は助言・勧告	・必要がある場合、他の地方公共団体へ意見聴取 ・都道府県知事に報告、必要な場合は助言・勧告	・内閣総理大臣・都道府県知事に報告 ・内閣総理大臣・都道府県知事は助言

新型インフルエンザ等対策行動計画等

新型インフルエンザ等対策政府行動計画（行動計画）

新型インフルエンザ対策に関する政府全体の対策をとりまとめたもの
(閣議決定予定)

対策の主要項目

- ①実施体制、②サーベイランス・情報収集、③情報提供・共有、
④予防・まん延防止、⑤医療、⑥社会・経済機能の維持

新型インフルエンザ等対策政府行動計画

平成25年6月7日

新型インフルエンザ等対策ガイドライン（ガイドライン）

新型インフルエンザ等対策政府行動計画に基づき、対策の具体的内容を取りまとめたもの
(関係省庁対策会議(局長級会議)において策定)

新型インフルエンザ等発生時等における初動対処要領

新型インフルエンザ等発生時(またはその疑い時)における政府における初動の対処要領
(ロジ)を取りまとめたもの(関係省庁対策会議(局長級会議)において策定)

新型インフルエンザ等対策政府行動計画概要

政府行動計画に基づき、国、地方公共団体、事業者等が連携・協力し、発生段階に応じた総合的な対策を推進

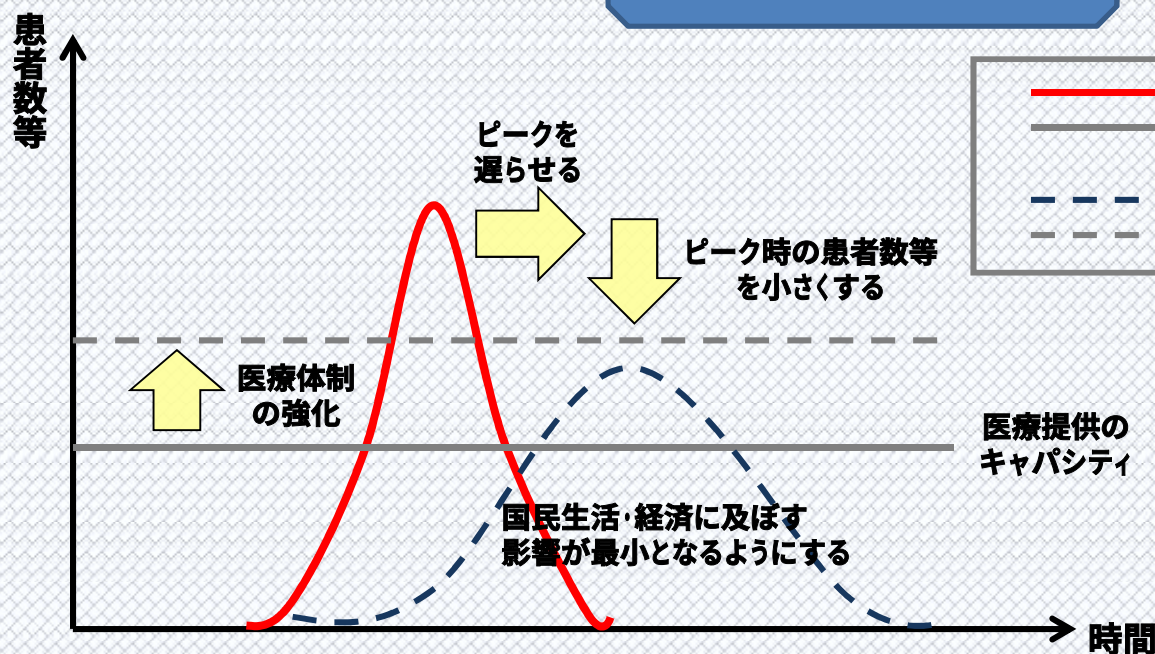
対策の目的及び基本的な戦略

- 感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護する。
- 国民生活・経済に及ぼす影響が最小となるようにする。
 - ※社会状況に応じて臨機応変に対応する。
 - ※医療機関等現場が動きやすくなるよう配慮。

対策実施上の留意点

- 基本的人権の尊重
- 危機管理としての特措法の性格
- 関係機関相互の連携協力の確保
- 記録の作成・保存

対策の効果 概念図



参考：流行規模・被害想定

- 発病率 全人口の約25%
- 医療機関受診患者数1,300万人～2,500万人
- 死亡者数17万人～64万人
- 従業員の欠勤最大40%程度
(ピーク時の約2週間)

※上記の推計には、抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響(効果)、現在のわが国の医療体制等を一切考慮していない

政府行動計画のポイント

- 特措法に基づく初の行動計画。
- 特措法で新たに盛り込まれた各種の措置の運用等を記載。

1. 新型インフルエンザ等に対する体制

● 従来の行動計画（平成23年9月新型インフルエンザ閣僚会議決定）との変更点

- 指定（地方）公共機関の役割等を新たに規定
- 基本的対処方針等諮問委員会等の位置づけを新たに規定
- 新型インフルエンザ等緊急事態宣言の運用を新たに規定

2. まん延防止

- 法定化された不要不急の外出の自粛の要請等について規定
- 法定化された施設の使用制限の要請等について規定

3. 予防接種

- 法定化された特定接種の対象となり得る業種等を新たに明らかにした
- 住民接種の接種順位の基本的考え方を規定

4. 新感染症

- 行動計画の対象を新感染症に拡大

5. 留意事項

- 基本的人権の尊重について記載を充実
- 記録の保存について新たに規定

発生段階ごとの対策の概要

	海外発生期	国内発生早期	国内感染期	小康期
対策の考え方	- 国内発生をできる限り遅らせる - 国内発生に備えての体制整備	- 流行のピークを遅らせるための感染対策を実施 - 感染拡大に備えた体制整備	- 対策の主眼を早期の積極的な感染拡大防止から被害軽減に変更 - 必要なライフライン等の事業活動を継続	- 第二波に備えた第一波の評価 - 医療体制、社会経済活動の回復
実施体制	国、地方公共団体、指定公共機関等を挙げての体制強化 - 対策本部の設置（政府・都道府県） ※疑いの段階で必要に応じ、閣僚会議を開催 - 基本的対処方針の決定 等	国内発生初期に必要な応じ政府 現地対策本部の設置 ★必要に応じて緊急事態宣言（市町村対策本部の設置） 等	国内感染の拡大に伴う基本的対処方針の変更 等	基本的対処方針の変更 対策の見直し 等
サーベイランス・情報収集	発生段階に応じたサーベイランスの実施 - 国際的な連携による情報収集 - 国内発生に備えたサーベイランス体制の強化 等	新型インフルエンザ等患者の全数把握 患者の臨床情報把握 等	入院患者、死亡者の発生動向を調査、重症化の状況を把握 集団発生 of 把握（患者の増加に伴い全数把握は中止） 等	各国の対応に係る情報収集 引続き学校等における集団発生状況の把握 等
情報提供・共有	一元的な情報発信、国民への分かりやすい情報提供 海外での発生状況情報提供 等	地方公共団体との情報共有の強化、国民への情報発信の強化 コールセンター等の充実・強化 等	同左	情報提供のあり方の見直し コールセンター等に寄せられた問い合わせのとりまとめ 等

（注）段階はあくまで目安として、必要な対策を柔軟に選択し、実施する。

	海外発生期	国内発生早期	国内感染期	小康期
対策の 考え方	- 国内発生をできる限り遅らせる - 国内発生に備えての体制整備	- 流行のピークを遅らせるための感染対策を実施 - 感染拡大に備えた体制整備	- 早期の積極的な感染対策から被害軽減に変更 - 必要なライフライン等の事業活動を継続	- 第二波に備えた第一波の評価 - 医療体制、社会経済活動の回復
まん延防止・ 予防	- 水際対策の開始 - ワクチンの確保 - 特定接種の準備・開始 等	- 住民接種の準備・開始 - 住民等に対する手洗い、咳エチケット等の勧奨 ★不要不急の外出の自粛要請 ★学校等の施設の使用制限 等	- 住民等に対する手洗い、咳エチケット等の勧奨 - 住民接種の継続 ★不要不急の外出の自粛要請 ※ ★学校等の施設の使用制限 ※ ※患者数増加に伴い医療体制の負荷が過大となる特別な場合 等	第二波に備えた住民に対する予防接種の継続 等
医療	- 国内発生に備えた医療体制整備 「帰国者接触者外来」の設置 等	- 専用外来における医療提供の継続 - 必要に応じた一般医療機関における診療の開始 - 診断・治療に資する情報等の医療機関への提供 - 抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通指導 等	- ファクシミリによる処方せん送付 - 備蓄している抗インフルエンザ薬の使用 - 医療従事者に対する従事要請及び補償 ★臨時の医療施設の設置 等	抗インフルエンザウイルス薬の備蓄 等
国民生活及び国民 経済の安定の確保	- 指定公共機関等の事業継続に向けた準備 - 職場における感染対策の準備 等	- 消費者としての適切な行動の呼びかけ、事業者を買占め・売惜しみが生じないように要請 ★指定公共機関は業務の実施のための必要な措置を開始 ★緊急物資の運送 ★生活関連物資等の価格の安定 等	- 消費者としての適切な行動の呼びかけ、事業者を買占め・売惜しみが生じないように要請 ★緊急物資の運送 ★生活関連物資等の価格の安定 ★物資の売渡しの要請 ★新型インフルエンザ等緊急事態に関する融資 ★権利利益の保全 等	★新型インフルエンザ等緊急事態に関する融資 等

(注) 段階はあくまで目安として、必要な対策を柔軟に選択し、実施する。

★新型インフルエンザ等緊急事態宣言時のみ必要に応じて実施する措置

未発生期（事前の準備）

・行動計画等の作成（国、地方公共団体、指定公共機関等） / ・訓練の実施 / ・感染症や公衆衛生に関する情報提供
/ ・ワクチンの研究開発 / ・ワクチンの備蓄 / ・ワクチンの接種体制の整備 / ・抗インフル薬の備蓄 / ・地域医療体制の整備

新型インフルエンザ等対策ガイドラインの概要

- 各分野における対策の具体的な内容・実施方法等を明記。
- 本ガイドラインの周知・啓発により、国のみならず、地方公共団体、医療機関、事業者、家庭、個人等における具体的な取組をより促進。

サーベイランス・情報収集・情報提供・共有

1. サーベイランスに関するガイドライン (新規)

：平時よりインフルエンザの発生動向について情報収集及び分析評価を行える体制を整備し、対策立案・国民等への情報還元に活用。

2. 情報提供・共有 (リスクコミュニケーション) に関するガイドライン

：国民や関係機関に適切な情報提供を行い、その理解と協力を求め、社会的混乱を防止。情報提供体制の整備。

予防・まん延防止

3. 水際対策に関するガイドライン

：国内でのまん延をできるだけ遅らせるため、病原性等に応じた検疫を実施。在外邦人への支援等を実施。

4. まん延防止に関するガイドライン

：流行のピークをできるだけ遅らせ、またそのピーク時の患者数等を小さくし、患者数を医療提供能力の範囲内に抑制するため、咳エチケット・手洗い等の促進や、緊急事態においては不要不急の外出の自粛、施設の使用制限の要請などのまん延防止対策を実施。

5. 予防接種に関するガイドライン (新規)

：ワクチンの確保、供給体制、特定接種及び住民接種の接種対象者および接種体制等を提示。

医療

6. 医療体制に関するガイドライン

：医療提供体制を整備し、発生段階や役割分担に応じた適切な医療を提供。

7. 抗インフルエンザウイルス薬に関するガイドライン

：抗インフルエンザウイルス薬を備蓄し、流通体制を整備するとともに、医療機関における適切な投与方法を周知。

国民生活及び国民経済の安定の確保

8. 事業者・職場における新型インフルエンザ等対策ガイドライン

：事業継続計画の策定や対策体制の確立等、事業者や職場における社会・経済機能の維持等に向けた取組を促進。

9. 個人、家庭及び地域における新型インフルエンザ対策等に関するガイドライン

：個人、家庭や地域に求められる準備や発生時における適切な行動を啓発。

10. 埋火葬の円滑な実施に関するガイドライン

：死亡者が多数となった場合の埋火葬に関する体制を整備。

緊急事態宣言の要件

(法律要件1)

国内で新型インフルエンザ等感染症の患者等又は新感染症の所見のある者の報告

(法律要件2)

国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあるものとして政令で定める要件



(政令要件Ⅰ)

重症症例(肺炎、多臓器不全、脳症など)の発生頻度が通常のインフルエンザにかかった場合に比して、相当程度高いと認められる場合

海外及び国内の臨床例を集積し、それらに基づき、基本的対処方針等諮問委員会で判断。

(法律要件3)

全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件



(政令要件Ⅱ)

①疫学調査の結果、報告された患者等に感染させた経路が特定できない場合

or

②(①の場合のほか、)疫学調査の結果、患者等が公衆にまん延させる恐れがある行動をとっていた場合その他の感染が拡大していると疑うに足りる正当な理由のある場合

※ ①②ともに患者等に関する積極的疫学調査を行い、その結果に基づき、基本的対処方針等諮問委員会で判断。

施設使用制限等について①

新型インフルエンザ等の感染リスク、社会生活の維持の観点から、施設の区分ごとに、適切な対応を行う。

※特措法第45条の要請は、指示まで至る措置。また個別施設名が公表される。

特措法第24条第9項の要請は、指示まで至らない措置。また公表もされない。

(区分1施設)

これまでの研究により感染リスクが高い施設等
→使用制限も含め最優先で対応が必要

学校・保育所等

要請・公表
(第45条)

指示・公表(第45条)

(区分2施設)

社会生活を維持する上で必要な施設
→使用制限以外の措置。

病院
食料品店
銀行、工場
事務所等

要請
(第24条第9項)

(区分3施設)

運用上柔軟に対応すべき施設
→できる限り使用制限以外の措置
必要な場合には要請等を公表

大学等、劇場
運動・遊戯施設
集会・展示施設
百貨店
(食品売場等を除く)
娯楽施設等

①
要請
(第24条第9項)

②要請・公表(第45条)

1000㎡

指示・公表(第45条)

1000㎡

③特に必要がでた場合において
厚生労働大臣が定める施設

施設の使用制限以外の措置

- ・ 新型インフルエンザ等の感染の防止のための入場者の整理
- ・ 発熱その他の新型インフルエンザ等の症状を呈している者の入場の禁止
- ・ 手指の消毒設備の設置
- ・ 施設の消毒
- ・ マスクの着用その他の新型インフルエンザ等の感染の防止に関する措置の入場者に対する周知
- ・ 上記に掲げるもののほか、新型インフルエンザ等の感染の防止のために必要な措置として厚生労働大臣が定めるもの

施設使用制限等について②

- ・ 感染を防止するための協力要請等は、施設の特性に応じて適切に対応する

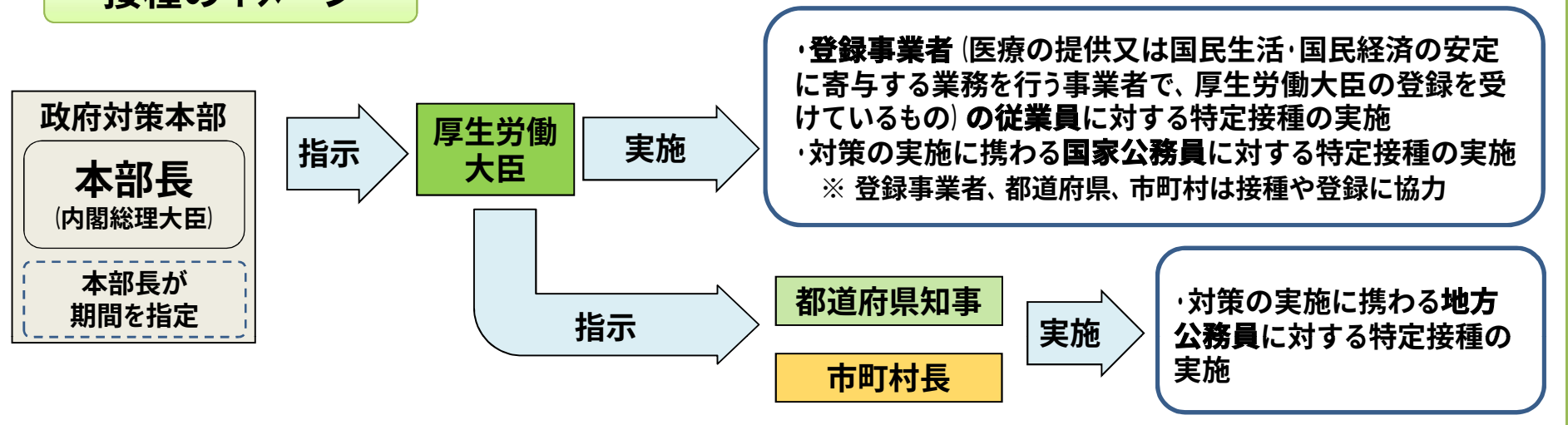
区分	対象施設
(区分1) 感染リスクが高い施設等 →使用制限も含め最優先で対応が必要	○学校 ○保育所その他の社会福祉施設
(区分2) 運用上柔軟に対応すべき施設 →できる限り使用制限以外の措置 必要な場合には要請等を公表	○大学、専修学校等 ○劇場、観覧場、映画館、演芸場 ○集会場、公会堂、展示場 ○百貨店、マーケット(※)等 ○ホテル、旅館 ○体育館、水泳場、ボーリング場等 ○博物館、動物園、美術館、図書館 ○キャバレー、ナイトクラブ等 ○理髪店、質屋、貸衣装屋等 ○自動車教習所、学習塾等
(区分3) 社会生活を維持する上で必要な施設 →使用制限以外の措置	○病院、診療所 ○卸売市場、食料品売場、飲食店、料理店 ○ホテル、旅館、寄宿舍、下宿 ○工場、銀行、事務所 ○保健所、税務署 ○公衆浴場、等

(※) 食品売り場等を除く

特定接種について

新型インフルエンザ等が発生した場合に、医療の提供又は国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者の従業員や、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員に対して行う予防接種

接種のイメージ



根拠等

- 特定接種は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第28条に基づいて実施されるものである。また、政府行動計画やガイドラインに、接種対象となる業種、接種順位の基本的な考え方、登録の要件・基準などが定められている。これらをふまえて、厚生労働大臣は、登録の基準、方法を告示で定めることになる。

留意点

- 登録事業者には、新型インフルエンザ等発生時においても、医療の提供・国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を継続的に実施する努力義務が課される。(特措法第4条第3項)
- 実際の特定接種の対象、接種総数、接種順位は、新型インフルエンザ等発生後に政府対策本部において判断し、基本的対処方針によって決定される。そのため、厚生労働大臣の登録を受けたからといって、必ずしも特定接種の実施対象となるわけではない。

特定接種の接種対象業種と接種順位の考え方

○ 政府行動計画において、特定接種の登録対象となる業種等を下表のとおりとするとともに、接種順位は、下表のグループ①（医療分野）からの順とすることを基本とされている。

※ 実際の特定接種対象者の範囲や接種順位等については、新型インフルエンザ等発生時に、政府対策本部において、発生状況等に応じて柔軟に決定することとされている。

類型		業種等	接種順位
医療分野	新型インフルエンザ等医療型	新型インフルエンザ等医療	グループ①
	重大・緊急医療型	重大・緊急系医療	
新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員		新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる業務に従事する者 国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する業務に従事する者	グループ②
国民生活・国民経済安定分野	介護・福祉型	サービスの停止等が利用者の生命維持に重大・緊急の影響がある介護・福祉事業所	グループ③
	指定公共機関型	医薬品・化粧品等卸売業、医薬品製造業、医療機器修理業・医療機器販売業・医療機器賃貸業、医療機器製造業、ガス業、銀行業、空港管理者、航空運輸業、水運業、通信業、鉄道業、電気業、道路貨物運送業、道路旅客運送業、放送業、郵便業	
	指定同類型（業務同類系）	医薬品・化粧品等卸売業、医薬品製造業、医療機器修理業・医療機器販売業・医療機器賃貸業、医療機器製造業、映像・音声・文字情報制作業、ガス業、銀行業、空港管理者、航空運輸業、水運業、通信業、鉄道業、電気業、道路貨物運送業、道路旅客運送業、放送業、郵便業	
	指定同類型（社会インフラ系）	金融証券決済事業者、石油・鉱物卸売業、石油製品・石炭製品製造業、熱供給業、	
	その他の登録事業者	飲食料品卸売業、飲食料品小売業、各種商品小売業、食料品製造業、石油事業者、その他の生活関連サービス業、その他小売業、廃棄物処理業	グループ④

（注）

※ 指定公共機関型の事業者と同様の業務を行う公務員については、指定公共機関型と同順位とする。

※ 上下水道、河川管理・用水供給、工業用水道の業務を行う公務員については、公共性・公益性から整理し、指定公共機関型と同順位とする。

※ 医療分野、介護福祉型、その他の登録事業者と同様の業務を行う公務員についてはそれぞれ民間の事業者と同順位とする。

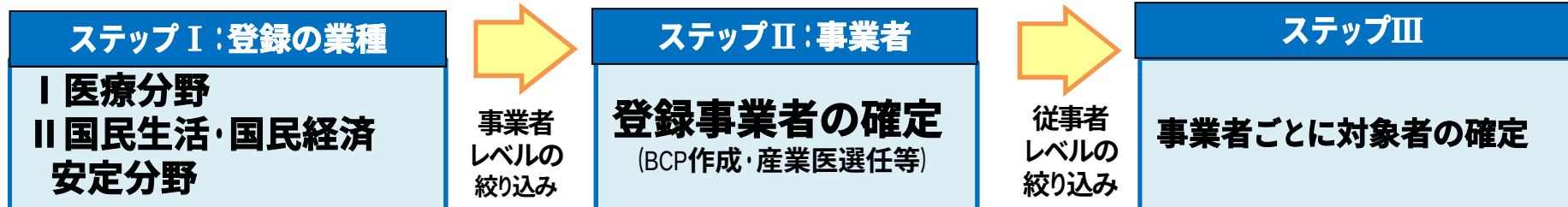
特定接種・登録事業者について

特定接種の定義 (特措法第28条)

- ・「医療の提供」、「国民生活・国民経済の安定を確保するため」に実施するもの
- ・政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに臨時に行う予防接種

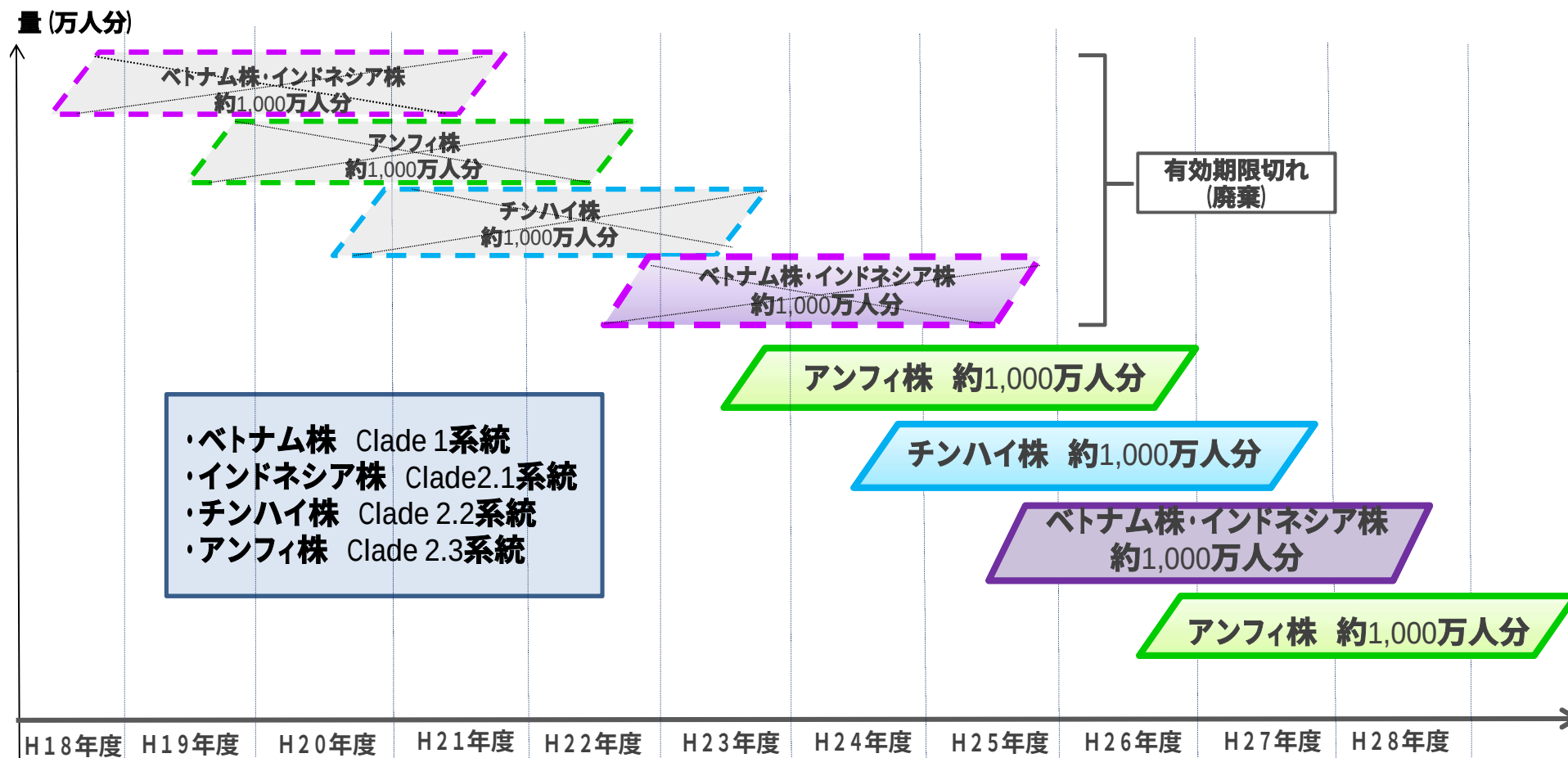
特定接種の対象者（民間事業者）

特定接種対象者確定までの流れ



- Ⅰ 業種基準：「**医療の提供の業務**」、「**国民生活・国民経済の安定に寄与する業務**」を行う事業者であって、厚生労働省の登録を受けているもの（登録事業者）
- Ⅱ 事業者基準：①BCPを策定していること、②産業医を選任していること
- Ⅲ 従事者基準：上記の業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者）

プレパンデミックワクチンの備蓄状況



パンデミック発生からパンデミックワクチンの開発・製造には一定の時間がかかる。H5N1でパンデミックが発生した場合、パンデミックワクチンができるまでの間の対応として、医療従事者及び社会機能の維持に関わる者に対し、プレパンデミックワクチンを接種することとしており、H5N1鳥インフルエンザの世界的な発生状況等を考慮し、平成18年度から毎年約1,000万人分を備蓄している。

特定接種の登録スケジュール

平成25年12月10日

特定接種の登録に係る告示及び
特定接種（医療分野）の登録要領の発出

都道府県等から医療機関等へ登録申請の周知
医療機関等から都道府県等への登録申請

平成26年3月20日

都道府県から厚生労働省への登録申請

厚生労働省にて登録申請内容の確認

平成26年 年内

厚生労働省HPにて医療分野の登録事業者を
公表

平成26年度中

国民生活・国民経済安定分野について、登録
Webシステムによる登録の開始

住民接種について

○実施主体・接種体制の構築：

実施主体は、市町村。

市町村は、国・都道府県の協力を得ながら、未発生期から接種体制の構築を図る。

○接種順位について：

以下の4群に分類し、基本的対処方針等諮問委員会に諮った上で、政府対策本部で決定する。

①医学的ハイリスク者

(1) 基礎疾患を有する者

(2) 妊婦

②小児(1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。)

③成人・若年者

④高齢者(65歳以上の者)

○接種体制について：

・原則として集団的接種により接種を実施する。

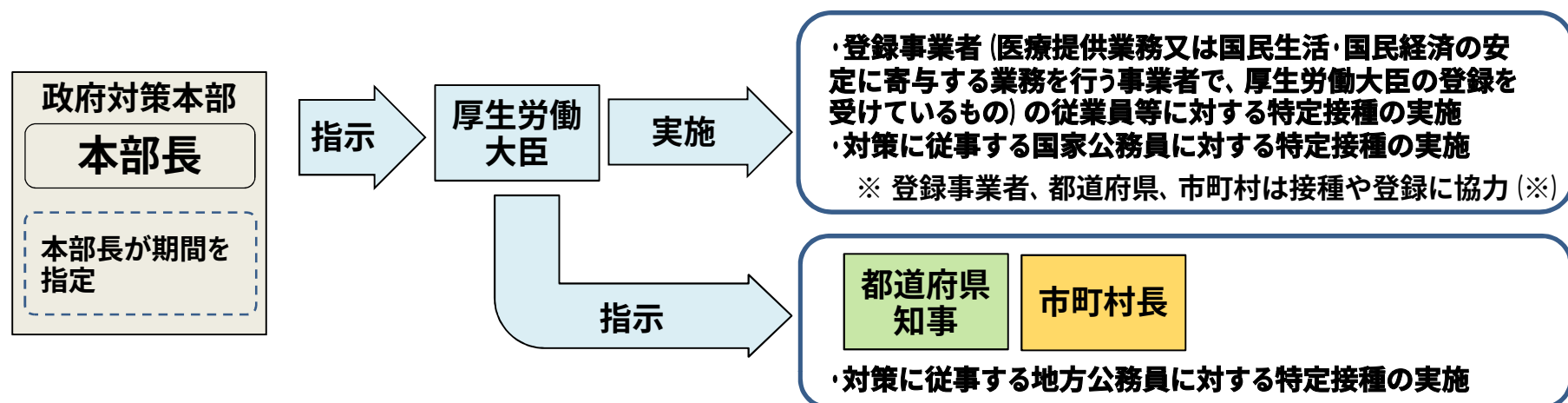
・接種会場は、保健所・保健センター・体育館などの公的施設の活用等により確保(人口1万人に1か所程度)する。

・地域医師会等の協力を得て、医師や看護師等の医療従事者を確保する。

特定接種及び住民に対する予防接種について【法第28条、46条】

特定接種 (対象...登録事業者の従業員等)

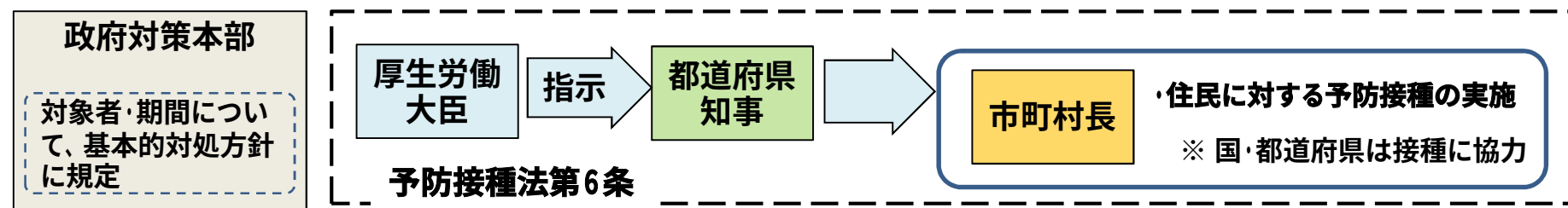
※ プレパンデミックワクチン又はパンデミックワクチン (プレパンデミックワクチンが有効でない場合) の接種。登録事業者の登録基準は政府行動計画において明示



※ 登録事業者の選定・登録、接種場所 (接種実施医療機関) の確保・委託事務、接種対象者 (事業者) との連絡調整、ワクチンの流通管理などについて、都道府県や市町村の御協力をいただきたい。詳細については今後検討。

予防接種 (対象...住民)

※ パンデミックワクチンの接種



※ 特定接種及び住民に対する予防接種については、行政による勧奨及び被接種者による努力義務を規定。
※ 健康被害救済 (予防接種法の一類相当の補償) については、予防接種を行った主体が実施。

【予防接種】特措法上の特定接種・住民接種

接種対象者・実施主体等

区分	対象者等	接種場所・接種体制	被接種者の負担
特定接種 (第28条)	医療の提供、国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者のうち、厚生労働大臣の示す基準に該当する者	各事業者が接種体制を整備。 原則、集団的接種。	無料
住民接種 ★ (第46条)	全国民 ①医学的ハイリスク者、②小児、③成人・若年者、④高齢者の4つに区分し、発生時に新型インフルエンザの病原性等を踏まえて接種順位を決定する。	市区町村が接種体制を整備。 原則、集団的接種。	無料

★新型インフルエンザ等緊急事態宣言時のみ必要に応じて実施する措置

接種スケジュール（イメージ）

ワクチン供給開始

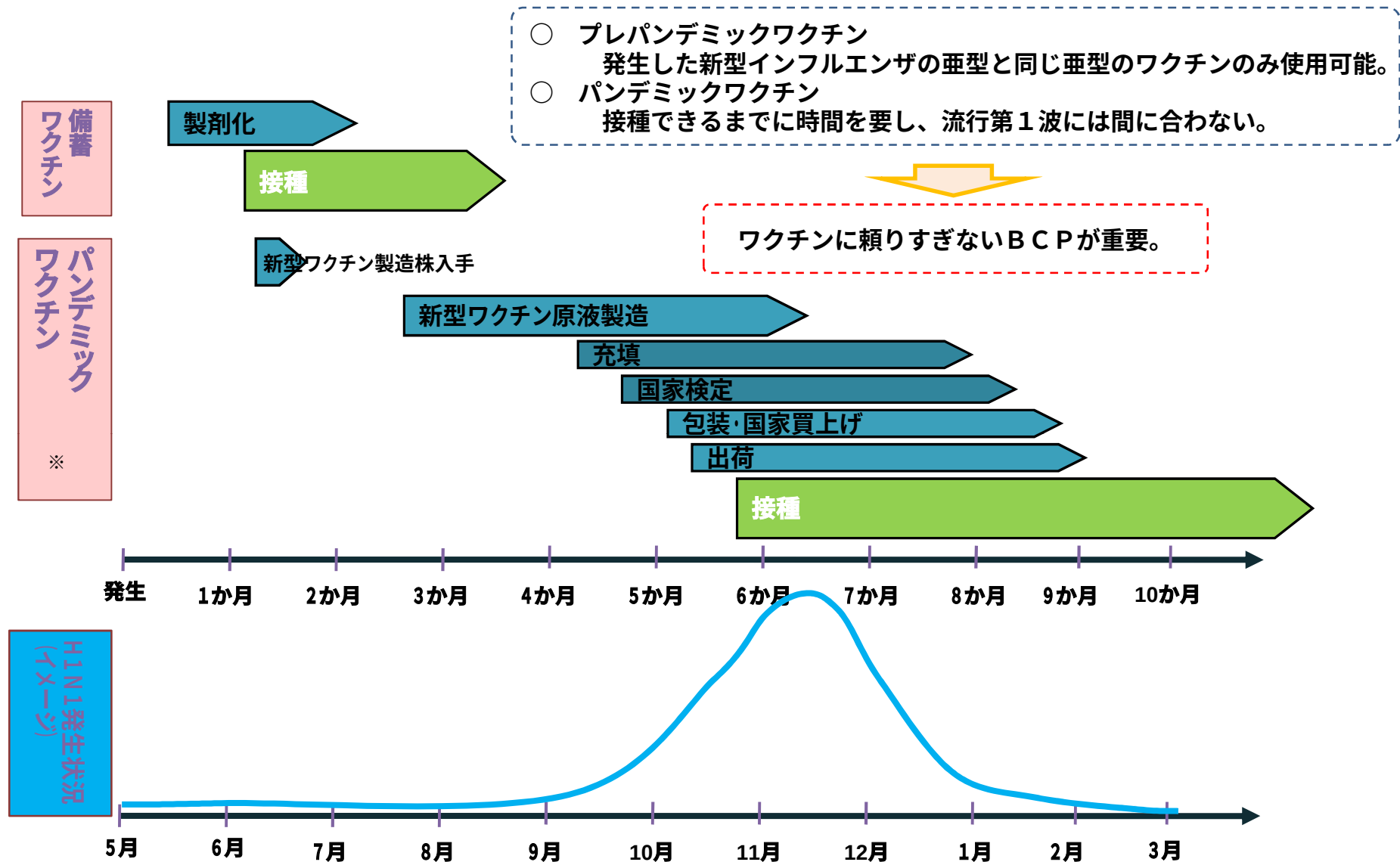
住民接種開始



医療関係者／介護／電気・ガス・水道
警察・自衛隊・消防等……

小児／医学的ハイリスク者／
高齢者／成人・若年者・

新型インフルエンザの流行状況と接種スケジュールイメージ (2009年新型インフルエンザの流行状況に基づく例)



※ パンデミックワクチンの生産スケジュールは、新型インフルエンザ対策総括会議(平成22年5月19日)「新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチンの生産について」を参考に作成 <http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou04/dl/infu100519-10.pdf>

2 事業者における新型インフルエンザ等対策

新型インフルエンザ等対策の必要性と被害想定

新型インフルエンザは、国民の大部分が免疫を獲得していないこと等から、**全国かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康に重大な影響を与えることが懸念されている。**

※過去のパンデミックのデータを参考に、一つの例として以下を想定

- **発病率：全人口25%**
- **医療機関を受診する患者数：約1,300万人～約2,500万人**
- **入院患者数：（中等度）53万人～（重度）200万人**
- **死亡者数：（中等度）17万人～（重度）64万人（致命率0.5%～2.0%）**
- **従業員の欠勤率：最大40%程度（ピーク時の約2週間）**

※上記の推計には、抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響（効果）、現在のわが国の医療体制等を一切考慮していない。

新型インフルエンザ等発生時の社会影響

※「事業者・職場における新型インフルエンザ等対策ガイドライン」等において、一つの例として以下を想定

【新型インフルエンザ等発生時の社会影響】

- ① 国民の25%が、各地域ごとに流行期間（約8週間）の中でピークを作りながら順次り患する。り患者は1週間から10日間程度り患し、欠勤することが予想されることから、り患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し（免疫を得て）、職場に復帰する。
- ② ピーク時（約2週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって5%程度と考えられるが、従業員自身のり患のほか、むしろ家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約2週間）には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定される。

※2009年に発生した新型インフルエンザ（A/H1N1）のピーク時にり患した者は国民の約1%（推定）

新型インフルエンザ等発生時の社会情勢①

◇新型インフルエンザ等が発生した場合に想定される社会状況やそれを想定した主要な業界等における対策と目標の例は、次のようになっている。

	国内発生～まん延期に想定される状況（「新型インフルエンザ対策ガイドライン」（参考1）（平成21年2月）における想定）	各業界における対策と目標 （各業界のガイドライン及び企業の業務継続計画）
(1) 医療・ 公衆衛生	○一部の医療機関は、新型インフルエンザへの業務資源の重点的投入のため、診療科目を限定 ○爆発的に需要が増え、医療機関における業務資源（医療従事者、医薬品、資器材、ベッド等）が不足する	○発生段階に応じて、感染拡大防止効果等を勘案して対策を講じる。 〔地域発生早期まで〕 ・発生国からの帰国者等で発熱・呼吸器症状等を有する者を帰国者・接触者外来において診断 ・新型インフルエンザ等患者は、原則として感染症法上に基づき感染症指定医療機関等への入院措置等の対象となる 〔地域感染期以降〕 ・一般の医療機関において診療（帰国者・接触者外来の原則中止） ・患者数の大幅な増加に備え、新型インフルエンザ等患者のうち、重症者は入院治療、軽症者は在宅診療に振り分ける ・待機可能な入院や手術を控える 資料：第2回医療・公衆衛生分科会資料より
(2) 電気	○感染拡大防止の観点から、一部業務を縮小・延期 ○保守・運用の従業員不足により地域的・一時的に停電等が生じるおそれ	○従業員の40%が約2週間欠勤することを想定し、優先業務として①電気の安定供給に必要不可欠なもの、②会社機能維持のため必要なもの、③法令遵守しなければならないもの、などを継続する方針としている。 ○優先業務を継続するために、国内感染期に優先業務以外（一部のイベントや緊急性の低い業務）の縮小・延期を検討している。 資料：電気事業者の行動計画等より抜粋
(3) 公共交通	○従業員不足により、運行本数が減少 ○外出自粛・通勤手段の変更により、公共交通機関への需要が大幅減少	○公共交通に関わる事業者は「まん延期でも、極力運行を維持する」としているが、乗務員の休業率に応じた減便ダイヤを定めており、40%の欠勤では半減等相当の減便になることを想定しておく必要がある。 資料：「事業者における新型インフルエンザ事業継続計画策定の手引き」（平成22年3月 国土交通省危機管理室）及び関連調査

新型インフルエンザ等発生時の社会情勢②

区分	国内発生～まん延期に想定される状況	対策と目標
(4) 金融	○ATMへの現金流通が滞り、一時的にサービス中断	○従業員の最大欠勤率40%で継続必要業務・実施可能業務を精査。 継続必要業務は、優先店舗（その他店舗は閉鎖）での ①現金供給（預貯金等の払戻し）、②資金の決済（振込、送金、口座振替、手形・小切手の取立）、③資金の融通（融資）、④証券の決済、⑤金融事業者間取引を前提に、業務内容、地域性等を踏まえ各金融機関で判断。 資料：全国銀行協会「新型インフルエンザ対策にかかる業務継続計画（BCP）に関する基本的考え方」
(5) 物流（貨物運送、倉庫等）	○事業活動休止・稼働率低下により、物流量が減少 ○中小事業者は休業する可能性 ○従業員不足による集配の遅延、サービスの中断 ○宅配、通信販売等に対する需要が大幅に増加	※（国の対策）新型インフルエンザへの対応として必要な場合には、地方公共団体と連携し、運送事業者に対して、医薬品、食料品等の緊急物資の運送を要請する。 資料：国土交通省行動計画
(6) 食料品・生活必需品	○市民の買い占めにより食料品・生活必需品が不足 ○食料品等の製造・輸入量が減少	○自社や取引先の従業員の40%程度が8週間にわたり欠勤することを想定し、リスク分析を行うことを推奨。 ○重要業務継続のための措置（嗜好性食品製造、研究開発等の業務縮減）を実施。 資料：平成21年6月 農林水産省「～新型インフルエンザ対策～食品産業事業者等のための事業継続計画（簡易版）の策定及び取組の手引き」より一部抜粋 ＜参考：行政及び国民が想定される状況に対して取る対策＞ ○特措法59条（生活関連物資の価格の安定等） ○家庭用食料品の備蓄

指定(地方)公共機関について①

行政機関だけでは新型インフルエンザ等対策の的確な実施は困難



指定(地方)公共機関による協力が必要

指定公共機関・指定地方公共機関とは

- **指定公共機関**（法第2条第6号）
独立行政法人等の公共的機関及び医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気等の供給、輸送その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるもの
- **指定地方公共機関**（法第2条第7号）
都道府県の区域において医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気等の供給、輸送その他の公益的事業を営む法人、地方道路会社等の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人のうち、指定公共機関以外のもので、あらかじめ当該法人の意見を聴いて都道府県知事が指定するもの
- **責務**（法第3条第5項、6項）
 - ・ 新型インフルエンザ等が発生したときは、その業務について対策を実施する責務を有する。
 - ・ 国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等対策を実施するに当たり、相互に連携協力し、その的確かつ迅速な実施に万全を期さなければならない。

指定(地方)公共機関について②

○ 責務、義務等

【共通事項】

- ① 新型インフルエンザ等発生時に、その業務について対策を実施する責務を有する (法第3条第5項)
- ② 国、地方公共団体並びに指定(地方)公共機関は、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期さなければならない (法第3条第6項)
- ③ 業務計画の作成及び国(都道府県)への報告、関係地方公共団体への通知、要旨の公表 (法第9条)
- ④ 業務に係る対策の実施に必要な物資・資材の備蓄・整備・点検、施設・設備の整備・点検 (法第10条)
- ⑤ それぞれ又は他の指定行政機関の長等と共同して、訓練を行うよう努めなければならない (法第12条)
- ⑥ 政府対策本部長、又は都道府県対策本部長による総合調整、指示 (法第20条、24条、法第33条)
※「総合調整」とは、指定(地方)公共機関の新型インフルエンザ等対策に関する業務が、その目的、手段、手続等の見地から相互に調和して行われるように、助言、要請、勧告等により調整を行うもの。「指示」とは、方針、基準、手続等を示して一定の行為を実施させるものであり、「総合調整」に基づく所要の措置が実施されない場合で特に必要があるときに行う。
- ⑦ 国(都道府県)に対し、労務、施設、設備、物資の確保について応援を求めることができる (法第27条)

【個別事項】

- ① 独立行政法人：都道府県、市町村から職員の派遣要請があったときは、職員を派遣 (法第43条)
- ② 以下の事業者は新型インフルエンザ等緊急事態において業務の適切な実施のため必要な措置
 - ・ 医療機関・医薬品等製造販売業者等：医療又は医薬品若しくは医療機器の製造若しくは販売の確保 (法第47条)
※ 医薬品等販売業者は、国(都道府県)の要請・指示に応じ医薬品・医療機器の配送 (法第54条第2項、第3項)
 - ・ 電気・ガス・水道事業者等：電気・ガス・水の安定的かつ適切な供給 (法第52条)
 - ・ 運送事業者：旅客及び貨物の運送 (法第53条第1項)
※ 国(都道府県)の要請・指示に応じ緊急物資の運送 (法第54条第1項、第3項)
 - ・ 電気通信事業者：通信の確保、緊急事態措置の実施に必要な通信の優先的取扱 (法第53条第2項)
 - ・ 郵便・一般信書便事業者：郵便及び信書便の確保 (法第53条第3項)

指定(地方)公共機関について③

(指定公共機関及び指定地方公共機関の業務計画) [法第9条]

- ・ 指定(地方)公共機関は、それぞれ政府行動計画又は都道府県行動計画に基づき、その業務に関し、新型インフルエンザ等対策に関する業務計画(以下「業務計画」)を作成するものとする。(第1項)
- ・ 業務計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。(第2項)
 - 一 当該指定(地方)公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策の内容及び実施方法に関する事項
 - 二 新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項
 - 三 新型インフルエンザ等対策の実施に関する関係機関との連携に関する事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、新型インフルエンザ等対策の実施に関し必要な事項
- ・ 指定(地方)公共機関は、それぞれその業務計画を作成したときは、速やかに、指定公共機関にあっては当該指定公共機関を所管する指定行政機関の長を経由して内閣総理大臣に、指定地方公共機関にあっては当該指定地方公共機関を指定した都道府県知事に報告しなければならない。内閣総理大臣又は都道府県知事は、当該指定(地方)公共機関に対し、必要な助言をすることができる。(第3項)
- ・ 指定公共機関及び指定地方公共機関は、それぞれその業務計画を作成したときは、速やかに、これを関係都道府県知事及び関係市町村長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。(第4項)

※ 指定公共機関については、業務計画を概ね作成済。

指定公共機関

※災害対策基本法、事態対処法において指定されている指定公共機関を基本に、感染症対策を考慮

業種	事業者名
医療	独立行政法人労働者健康福祉機構
	独立行政法人国立病院機構
	独立行政法人地域医療機能推進機構
	独立行政法人国立国際医療研究センター
	日本赤十字社
	公益社団法人日本医師会
	公益社団法人日本歯科医師会
	公益社団法人日本薬剤師会
	公益社団法人日本看護協会
	公益社団法人全日本病院協会
	一般社団法人日本医療法人協会
	一般社団法人日本病院会
	一般財団法人化学及血清療法研究所
	北里第一三共ワクチン株式会社
	武田薬品工業株式会社
	グラクソ・スミスクライン株式会社
	塩野義製薬株式会社
	第一三共株式会社
	中外製薬株式会社
	株式会社ジェイ・エム・エス
	株式会社トップ
	テルモ株式会社
	富山化学工業株式会社
	ニプロ株式会社
	一般社団法人日本ワクチン産業協会
	一般社団法人日本医薬品卸売業連合会
電気	沖縄電力株式会社
	関西電力株式会社
	九州電力株式会社
	四国電力株式会社
	中国電力株式会社
	中部電力株式会社
	東京電力株式会社
	東北電力株式会社
	北陸電力株式会社
	北海道電力株式会社
	電源開発株式会社
	日本原子力発電株式会社

業種	事業者名
ガス	大阪瓦斯株式会社
	西部瓦斯株式会社
	東京瓦斯株式会社
	東邦瓦斯株式会社
鉄道	北海道旅客鉄道株式会社
	四国旅客鉄道株式会社
	九州旅客鉄道株式会社
	日本貨物鉄道株式会社
	東京地下鉄株式会社
	東海旅客鉄道株式会社
	西日本旅客鉄道株式会社
	東日本旅客鉄道株式会社
	小田急電鉄株式会社
	近畿日本鉄道株式会社
	京王電鉄株式会社
	京成電鉄株式会社
	京阪電気鉄道株式会社
	京浜急行電鉄株式会社
	首都圏新都市鉄道株式会社
	西武鉄道株式会社
	東京急行電鉄株式会社
	東武鉄道株式会社
	名古屋鉄道株式会社
	南海電気鉄道株式会社
	阪急電鉄株式会社
	阪神電気鉄道株式会社
貨物運送	佐川急便株式会社
	西濃運輸株式会社
	日本通運株式会社
	福山通運株式会社
	ヤマト運輸株式会社
空港管理	新関西国際空港株式会社
	中部国際空港株式会社
	成田国際空港株式会社

業種	事業者名
航空	全日本空輸株式会社
	日本航空株式会社
水運	オーシャントランス株式会社
	商船三井フェリー株式会社
	新日本海フェリー株式会社
	太平洋フェリー株式会社
	マルエーフェリー株式会社
	株式会社商船三井
	川崎汽船株式会社
	日本郵船株式会社
	旭タンカー株式会社
	井本商運株式会社
	上野トランステック株式会社
	川崎近海汽船株式会社
	近海郵船物流株式会社
	栗林商船株式会社
	鶴見サンマリン株式会社
	日本海運株式会社
	琉球海運株式会社
金融	日本銀行
報道	日本放送協会
通信	日本電信電話株式会社
	東日本電信電話株式会社
	西日本電信電話株式会社
	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
	KDDI株式会社
	ソフトバンクテレコム株式会社
	株式会社NTTドコモ
	ソフトバンクモバイル株式会社
郵便	日本郵便株式会社

102 機関 (平成26年4月1日現在)

指定地方公共機関

業種		事業者数
医療	(1) 医療機関	216
	(2) 医療関係団体	192
	(3) 医薬品卸業	89
電気	(4) 電気事業者	1
ガス	(5) ガス事業者	175
鉄道等	(6) 鉄道事業者	79
	(6) 鉄道事業者、(7) 旅客自動車運送事業者	1
	(7) 旅客自動車運送事業者	83
貨物運送	(8) 貨物運送事業者	44
航空	(9) 航空運送事業者	0
空港管理	(10) 空港管理事業者	1
水運	(11) 水運事業者	28
通信	(12) 通信事業者	4
その他	(13) その他 (社会福祉)	1
	(13) その他 (地方道路公社)	2
	(13) その他 (放送事業者)	5

9 2 1 機関 (平成 2 6 年 9 月 1 日現在)

指定(地方)公共機関「新型インフルエンザ等対策業務計画」の記載項目(例)

1. 総則(目的／基本方針)
(1) 新型インフルエンザ等対策業務計画の目的・基本方針
(2) 業務計画の運用
2. 新型インフルエンザ等対策の実施体制
(1) 新型インフルエンザ等対策の実施体制 (法第9条第2項第2号)
(2) 情報収集・共有体制
(3) 関係機関との連携 (法第9条第2項第3号)
3. 新型インフルエンザ等対策に関する事項
(1) 新型インフルエンザ等対策業務の内容及び実施方法 (法第9条第2項第1号) ・新型インフルエンザ等対策業務の具体的内容 ・発生時の人員計画 など
(2) 感染対策の検討・実施 (法第9条第2項第4号、第10条)
4. その他
(1) 教育・ 訓練 (法第12条)
(2) 計画の見直し

※ 業務計画: 法第9条第2項で示された項目及び他の危機管理法制(災害対策基本法・国民保護法)の業務計画の記載項目を参考に作成。下線(赤字)部分は法律で定められた項目。

業務計画を検討・策定する際の留意事項①

- 以下に、指定(地方)公共機関において業務計画を検討・作成する際の留意事項等を示す。

1. 総則(目的／基本方針)

- (1) 新型インフルエンザ等対策業務計画の目的・基本方針^(※1)
- (2) 業務計画の運用(計画の所掌範囲・想定するリスクの範囲など)^(※2)

※1: 目的・基本方針について

政府行動計画(平成25年6月7日閣議決定)において、下記の2点が対策の目的及び基本的な戦略とされている点に留意する。

- 1) 感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護する
- 2) 国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする

※2: 被害想定について

特措法では、「新型インフルエンザ等感染症」及び「新感染症のうち全国かつ急速なまん延のおそれがあるもの」が、対象疾病と規定されている。新型インフルエンザ等は未知な部分が多いが、政府行動計画では、過去の新型インフルエンザのデータ等を参考に以下の被害想定等が示されている点に留意する。

<発病率> 全人口の約25%

<死亡者数> 17～64万人(致命率0.53%～2%)

<欠勤率> 従業員の欠勤最大40%程度(ピーク時の約2週間)

※従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって5%程度と考えられるが、家族の世話・看護のため出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込んでいる。家族の世話・看護の必要がある従業員の割合等は業界・企業ごとに異なるため、欠勤率も業界・企業ごとに変動することも想定される。

業務計画を検討・策定する際の留意事項②

2. 新型インフルエンザ等対策の実施体制

(1) 新型インフルエンザ等対策の実施体制

- ・ 平時の体制及び発生時における新型インフルエンザ等対策の実施体制（対策会議、対策本部等）、対策本部等の設置場所、実施体制（本部長、構成員）等の検討

(2) 情報収集・共有体制

- ・ 平時における情報収集・共有体制の構築（国、地方公共団体等からの情報収集、業界団体・関係機関等との情報共有方法の検討）
- ・ 発生時における情報収集・共有の実施方法、従業員の発症状況や欠勤の可能性等の確認方法、利用者等への情報提供方法等の検討

(3) 関係機関との連携

- ・ 新型インフルエンザ等対策業務実施に当たり連携が必要となる関係機関のリストアップ（例：国及び地方公共団体、業界団体・同業他社、取引先企業等）
- ・ 発生時における連携方法の検討（※3）
（例：機関内における情報共有ルートの構築、関係機関との連絡先の共有、協力体制の検討等）

※3：発生時における関係者との連携について

自然災害（地震災害）の業務計画では、被害が地域的・局所的であることを想定し、取引事業者間の補完などを計画する例があるが、新型インフルエンザ等の発生の場合には、国内全域（又は世界的規模）で影響を受ける可能性があるため、取引事業者間の補完が不確実であることに留意した計画を検討する必要がある。

業務計画を検討・策定する際の留意事項③

3. 新型インフルエンザ等対策に関する事項

(1) 新型インフルエンザ等対策業務の内容及び実施方法

- ・ 特措法で求められる新型インフルエンザ等対策業務の具体的内容

(参考)

- ・ 医療機関・医薬品等製造販売業者等：医療又は医薬品若しくは医療機器の製造若しくは販売の確保（法第47条）、国（都道府県）の要請・指示に応じ医薬品・医療機器の配送（法第54条第2項、第3項）
- ・ 電気・ガス・水道事業者等：電気・ガス・水の安定的かつ適切な供給（法第52条）
- ・ 運送事業者：旅客及び貨物の運送（法第53条第1項）、国（都道府県）の要請・指示に応じ緊急物資の運送（法第54条第1項、第3項）
- ・ 電気通信事業者：通信の確保、緊急事態措置の実施に必要な通信の優先的取扱（法第53条第2項）
- ・ 郵便・一般信書便事業者：郵便及び信書便の確保（法第53条第3項）

- ・ 発生時の人員計画の立案（※4、※5、※6）

※出勤率が低下した場合の新型インフルエンザ等対策業務の継続方法

※感染リスクを低下するための業務実施方法の検討

（重要業務への重点化、出張や対面の会議の中止、在宅勤務、時差出勤等）

- ・ 業務実施に必要な設備（情報システム、配送システム）、関係機関との連携など

(2) 感染対策の検討・実施

- ・ 職場における感染対策（症状のある従業員の出勤停止、手指消毒設備の設置・マスクの着用等）の検討
- ・ 備蓄品の検討、備蓄の実施
（一般的な企業における備蓄品として、消毒用エタノール、手指消毒用アルコール製剤、不織布製マスクなどが想定される。）

業務計画を検討・策定する際の留意事項④

※4:発生時の人員計画立案時の留意事項

自然災害(地震災害)を想定した場合、機能を早期復旧するために優先順位をつけること等が必要となるが、新型インフルエンザ等を想定した場合、職場における感染対策の他、従業員の出勤率の低下等を勘案し、計画的に重要業務の継続や一部業務の縮小・休止することが求められる。

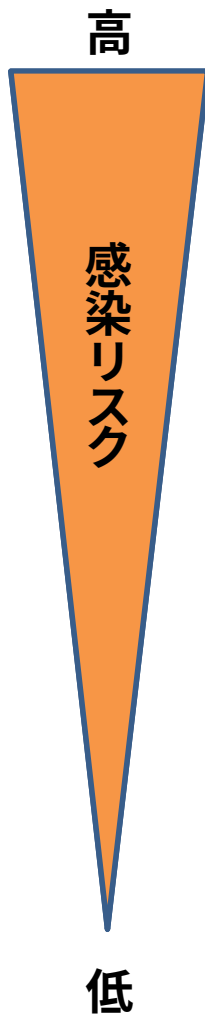
※5:特定接種の位置づけ

特定接種の対象、接種総数、接種順位は、新型インフルエンザ等発生後に政府対策本部において決定されるため、指定公共機関の各企業(登録事業者)の接種の有無、接種可能数は、発生後に確定される。
また、備蓄ワクチンが使用できない場合も想定されるが、その場合でも、業務を継続することが求められる(まん延した段階で、サービス提供水準の低下の可能性)。

このため指定(地方)公共機関においては、特定接種の実施にかかわらず、業務の継続が可能なよう、計画を作成することが求められる。

業務計画を検討・策定する際の留意事項⑤

※6:感染リスクの考え方



インフルエンザ等医療、救急医療

インフル等患者も診る総合医療
インフル等患者も診る産科医療
インフル等患者も診る透析医療



上記以外の医療、交通機関、流通、金融、電気、電気通信
一般生活

業務計画を検討・策定する際の留意事項⑥

4. その他 (教育・訓練等)

- 従業員に対する教育・訓練の計画、実施

例：新型インフルエンザ等の基礎知識、基本的な感染対策（発熱している従業員の出勤停止、マスク着用・咳エチケット・手洗い等の基本的な感染対策、外出自粛などの公衆衛生対策等）

- 他の指定行政機関の長等、関係機関と連携した訓練の計画、実施
- 訓練等を踏まえた計画の見直し

- その他留意事項

・各業界・事業者独自の課題等を記載

例：新型インフルエンザ発生時の効果的な対策に関する研究、一部縮小又は休止する業務に関する周知

事業者・職場における新型インフルエンザ等対策ガイドライン①

- 「新型インフルエンザ等対策ガイドライン」(平成25年6月 新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議)において、「事業者・職場における新型インフルエンザ等対策ガイドライン」を策定。
- 感染拡大防止と国民生活・国民経済に与える影響が最小となるようにする観点から、欠勤率がピーク時(約2週間)に最大40%になることも想定しつつ、職場での感染対策を徹底するとともに、重要業務への重点化をするため、各事業者において事業継続計画^(※)を策定することが必要。
※指定(地方)公共機関は、新型インフルエンザ等対策に関する業務計画を作成する責務がある。特定接種の対象である登録事業者は、事業継続計画を登録時に提出する必要がある。
- 本ガイドラインは、事業者・職場における新型インフルエンザ等対策の計画と実行を促進するため、感染対策と重要業務の継続を検討するにあたり必要と考えられる内容を示したもの。
- 基本的に事業者は、新型インフルエンザ等発生時に、感染対策を実施しながら事業を継続することが求められる。本ガイドラインは事業者全般を対象とした基礎的な項目を示したもの。

事業者・職場における新型インフルエンザ等対策ガイドライン②

【事業継続計画の策定・実施の留意点】

- 1 新型インフルエンザ等対策体制の検討・確立
- 2 従業員に対する感染対策の検討、実施
 - ・症状のある従業員の出勤停止、発症者の入室防止の方法の検討・実施
 - ・マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、職場の清掃などの基本的な感染対策の推奨
- 3 感染対策を講じながら業務を継続する方策の検討・実施
 - ・在宅勤務、時差出勤、出張・会議の中止
 - ・職場の出入口や訪問者の立入場所における発熱チェック・入場制限
 - ・重要業務への重点化
 - ・人員計画立案、サプライチェーンの洗い出し等
 - ・欠勤者が出た場合に備えた、代替要員の確保
- 4 従業員に対する教育・訓練
 - ・職場に「症状がある場合は、自宅療養する」という基本ルールを浸透させる

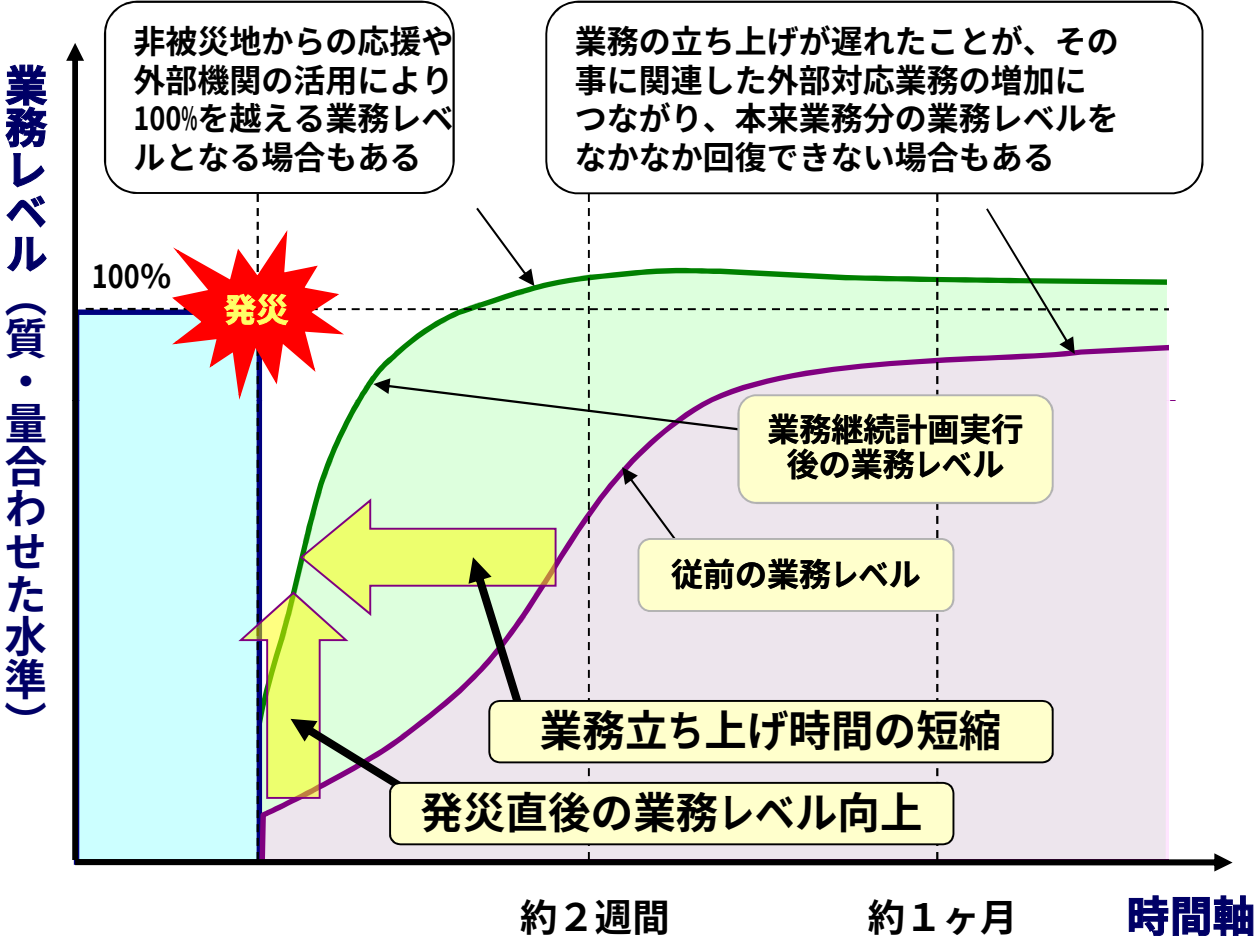
業務計画・事業継続計画作成の際に留意すべき地震災害と新型インフルエンザ等の相違

項目	地震災害	新型インフルエンザ等
事業継続方針	○できる限り事業の継続・早期復旧を図る	○感染リスク、社会的責任、経営面を勘案し、事業継続のレベルを決める
被害の対象	○主として、施設・設備等、社会インフラへの被害が大きい	○主として、人への健康被害が大きい
地理的な影響範囲	○被害が地域的・局所的（代替施設での操業や取引事業者間の補完が可能）	○被害が国内全域、全世界的である（代替施設での操業や取引事業者間の補完が不確実）
被害の期間	○過去事例等からある程度の影響想定が可能	○長期化すると考えられるが、不確実性が高く影響予測が困難
災害発生と被害制御	○兆候がなく突発する ○被害規模は事後の制御困難	○海外で発生した場合、国内発生までの間、準備が可能 ○被害規模は感染対策により左右される
事業への影響	○事業を復旧すれば業績回復が期待できる	○集客施設等では利用者減少による業績悪化が懸念される

資料：「新型インフルエンザ等対策ガイドライン」平成25年6月 新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議

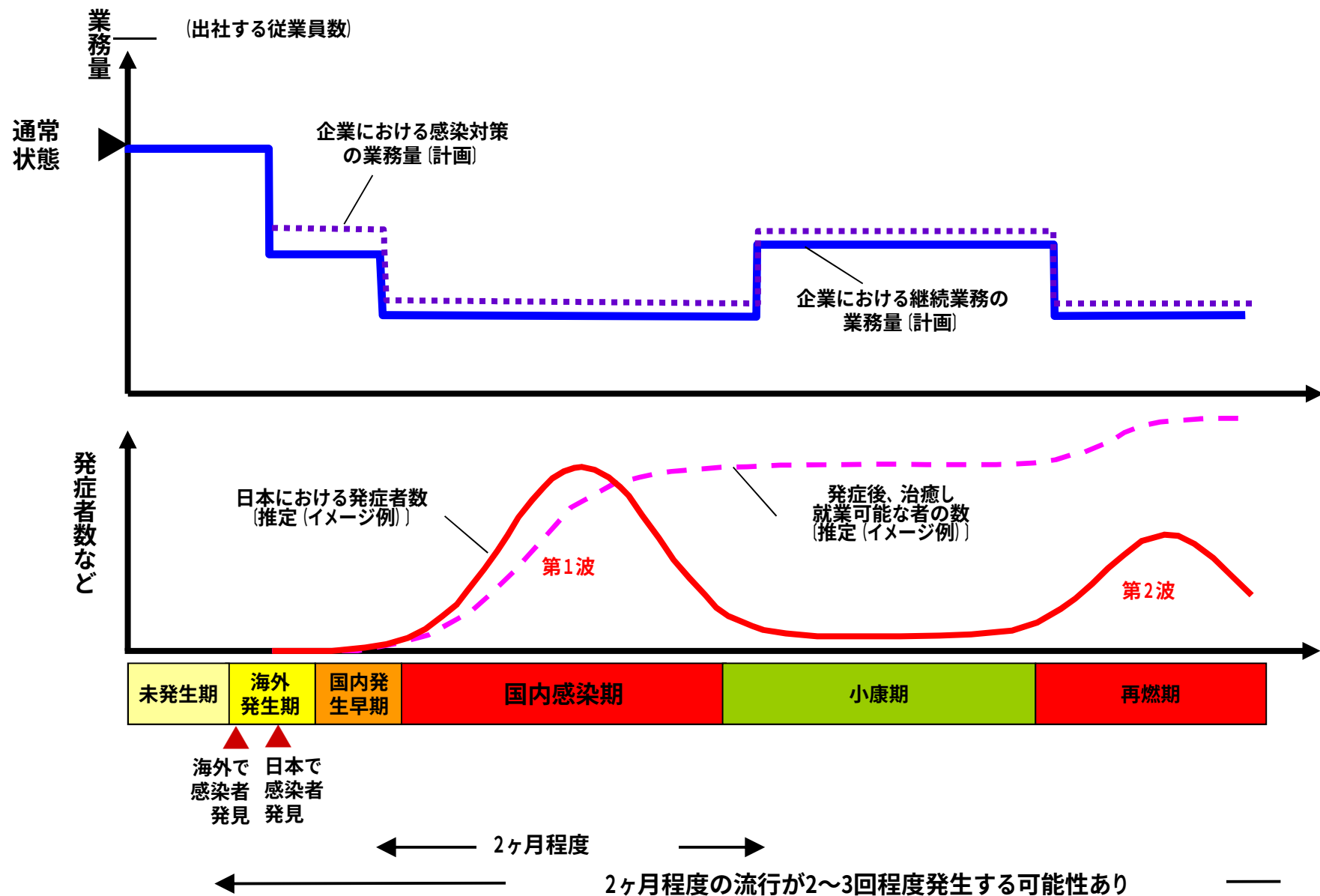
地震災害時の重要業務の復旧のイメージ

- ・ 災害時の重要業務の復旧目標等を定め、重要業務から復旧



資料：「中央省庁業務継続計画ガイドライン（第一版）」、内閣府防災担当（平成19年6月）

新型インフルエンザ等発生時の業務量の変化 (イメージ)



資料: 「新型インフルエンザ等対策ガイドライン」平成25年6月 新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議

事業継続方針・重要業務

- 事業継続に係る基本的方針、継続レベル（継続、縮小、休止）の特定を発生段階ごとに検討。

	政府行動計画に定める役割	事業継続方針	重要業務の特定
一般事業者	○ 新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。 ○ 国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれる。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる。	○ 事業継続をどの程度行うかについての決定は、従業員や訪問者、利用客等の感染対策の実施を前提として、事業者自らの経営判断として行われる。(※)	○ 新型インフルエンザ等発生時の事業に対する需要の変化を予測し、従業員の感染リスクと経営維持の観点から総合的に判断の上、継続する重要業務を絞る。
指定（地方）公共機関 特定接種登録事業者	○ 指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。 ○ 特定接種登録事業者は、新型インフルエンザ等の発生時には、その活動を継続するよう努める。	○ 新型インフルエンザ等発生時にも、新型インフルエンザ等対策の実施や適切な事業継続が求められる。	○ 国内感染期においても、新型インフルエンザ等対策の実施や国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を継続的に実施するよう努めることが求められる。このため、必要な重要業務を特定する。

(※) 新型インフルエンザ等緊急事態において、特措法45条2項に基づき、期間を定めて、学校、興行場等の施設使用制限等が要請されることがある。

- 新型インフルエンザ等発生時には、重要業務の継続を実現するため、他の業務を縮小するなどの措置が想定される。あらかじめ継続業務に不可欠な要素・資源を洗い出し、確保するための方策を講ずる。
- 仮に自社や取引先の従業員の40%程度が2週間程度欠勤するケースを想定し、継続する重要業務を絞り込んでおく。
- ※ 従業員本人の発症のほか、発症した家族の看病等で欠勤する場合や、学校、保育施設等の臨時休業、一部の福祉サービスの縮小などにより、共働きの世帯等の出勤が困難となる場合がある。

人員計画・感染対策①

- 新型インフルエンザ等の流行時は、各職場においても、従業員本人の発症や発症した家族の看病等で、一時的には、多くの従業員が欠勤することが予想される。新型インフルエンザの場合は、従業員本人の発症はピーク時に多く見積もっても約5%と想定されるが、その他の理由で欠勤することを踏まえ、従業員が最大で40%欠勤した場合を仮定して、人員計画を立案することなどが考えられる。
 - ※ 当該事業者や取引事業者の従業員がピーク時の2週間程度、多数欠勤した場合に備えて、取引事業者や補助要員を含む運営体制について検討。
 - ※ 発生段階ごとの人員計画（従業員の勤務体制や通勤方法など）を策定。
- 事業を継続する場合、事業者は、従業員の感染拡大防止のための指導のほか、訪問者、利用客等に対しても感染対策の順守を要請。

目的	区分	対策例
従業員の感染リスクの低減	業務の絞込み	・重点業務への重点化
	全般	・在宅勤務の実施 *在宅勤務実施のための就業規則等の見直し、通信機器等の整備を行う
	通勤（都市部での満員電車・バス）	・ラッシュ時の公共交通機関の利用を防ぐための時差出勤、自家用車・自転車・徒歩等による出勤の推進
	外出先等	・出張や会議の中止 *対面による会議を避け、電話会議やビデオ会議を利用する
	その他施設	・社員寮、宿直施設での接触距離を保つ（食堂や風呂の利用を時間制にするなど）

人員計画・感染対策②

目的	区分	対策例
職場内での感染防止	患者（発熱者）の入場防止のための検温	・発熱している従業員や訪問者は、出勤や入場を拒否する ＊発熱による来所制限は、通常であれば38度以上が目安と考えられるが、事業所の判断によりそれ以下としてもよい（耳で測定する場合、外気温の影響を受けやすいことに注意する）
	一般的な対人距離を保つ	・職場や訪問者の訪問スペースの入口や立ち入れる場所、訪問人数を制限する ・食堂等の時差利用により接触距離を保つ ・職場内に同時にいる従業員を減らす（フレックスタイム制など）
	飛沫感染、接触感染を物理的に防ぐ	・マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがいの励行、職場の清掃・消毒
	手洗い	・職場や訪問スペースに出入りする人は必ず手洗いを行う。そのために、訪問スペースに入る前に手洗い場所（手指消毒場所）を設置する。手洗い場所の設置が難しい場合、速乾性消毒用アルコール製剤を設置することも有効である。
	訪問者の氏名、住所の把握	・訪問者の氏名、所属、住所等を記入してもらう。（この情報は、後に感染者の積極的疫学調査や感染対策を講じるために重要となる。） ・海外からの訪問者については、本国での住所、直前の滞在国、旅券番号なども記入してもらう。
欠勤者が出た場合に備えた、代替要員の確保	—	・事業者の意思決定を行う等代替要員が限られている者の交替勤務や別の場所での勤務（スプリットチーム制） ・家族の状況（年少の子どもや要介護の家族の有無等）による欠勤可能性増大の検討

策定方法等に関する参考資料

- ・中央防災会議（内閣府）「事業継続ガイドライン第三版」（平成25年6月）
<http://www.bousai.go.jp/kyoiku/kigyuu/pdf/guideline03.pdf>
- ・経済産業省「事業継続計画策定ガイドライン（企業における情報セキュリティガバナンスのあり方に関する研究会報告書・参考資料）」（平成17年3月）
<http://www.meti.go.jp/report/downloadfiles/g50331d00j.pdf>
- ・経済産業省「新型インフルA(H1N1) 対策のための事業継続計画」
http://www.chusho.meti.go.jp/bcp/influenza/download/A_H1N1_BCP.pdf
- ・中小企業庁「中小企業BCP策定運用指針（第二版）」（平成24年3月）
<http://www.chusho.meti.go.jp/bcp/index.html>
- ・新型インフルエンザ対策のための中小企業BCP策定指針（平成24年3月）
http://www.chusho.meti.go.jp/bcp/influenza/download/bcpsHINGATAINFUL_all.pdf
- ・農林水産省「食品産業事業者等のための事業継続計画（簡易版）の策定及び取組の手引き」（平成21年6月改定版）
<http://www.maff.go.jp/j/zyukyu/anpo/pdf/pdf/090622kani.pdf>
- ・農林水産省「新型インフルエンザに備えるための食品産業事業者の事業継続計画策定のポイント」（平成21年6月）
<http://www.maff.go.jp/j/zyukyu/anpo/pdf/pdf/point.pdf>
- ・農林水産省「事業継続計画策定のイメージと解説」（平成21年12月）
<http://www.maff.go.jp/j/zyukyu/anpo/bcp2.html>
- ・農林水産省「実証調査に基づく食品スーパーマーケット等における新型インフルエンザ対策の参考メニュー」（平成22年3月）
<http://www.maff.go.jp/j/zyukyu/anpo/bcp3.html>
- ・特定非営利活動法人事業継続推進機構「中小企業BCPステップアップ・ガイド（平成20年11月）」
<http://www.bcao.org/data/01.html>
- ・財団法人日本規格協会「リスクマネジメントと事業継続マネジメントの標準化」
http://www.jsa.or.jp/stdz/mngment/pdf/iso_bcm.pdf

医療体制について（特措法・政府行動計画）

【特措法 医療等の確保（第47条）】

- 病院その他の医療機関、医薬品等製造販売業者等である指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等緊急事態において、それぞれ業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品等の製造等を確保するため必要な措置を講じなければならない。

【政府行動計画】

3. 医療機関の役割（p10）

- 新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の発生時においても医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた、診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備を進めることが重要である。

医療機関は、診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携して発生状況に応じて、新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含め、医療を提供するよう努める。

未発生期（p35）

- 国及び都道府県等は、全ての医療機関に対して、医療機関の特性や規模に応じた診療継続計画の作成を要請し、マニュアルを示すなどしてその作成の支援に努める。

※特定接種の登録要件に事業継続計画の策定が含まれており、特定接種の登録事業者となる医療機関は、診療継続計画を策定する必要がある。

医療体制に関するガイドライン

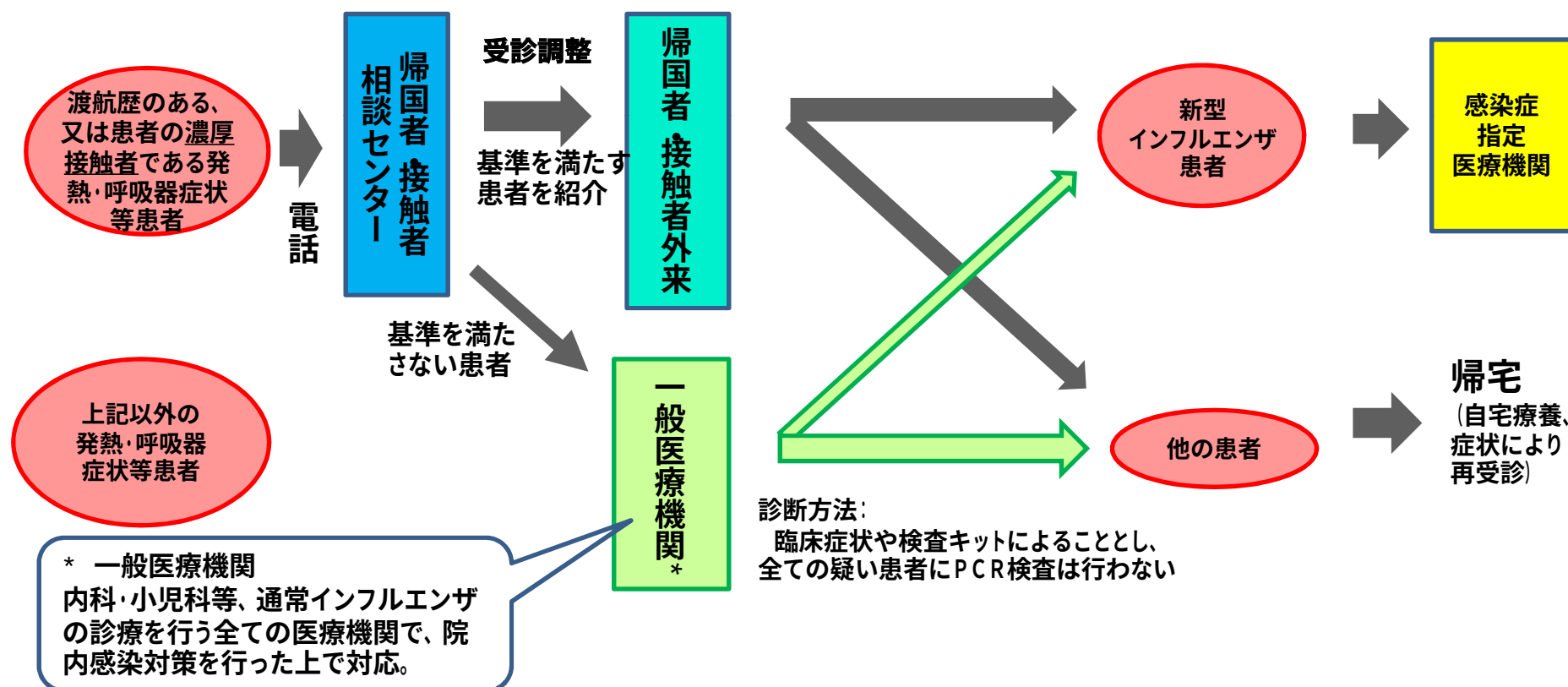
新型インフルエンザの患者に対する治療を効率的・効果的に行うため、医療機関及び都道府県等関係機関がそれぞれの役割を踏まえ、相互に連携する。

未発生期	○ 都道府県においては、保健所を設置する市及び特別区が管轄する地域を含め、二次医療圏等の圏域ごとの医療体制の整備状況を随時フォローアップするとともに、必要な助言、調整を行える体制を整備する。 ○ 都道府県等は、二次医療圏等を単位とし、保健所を中心とし、医師会、医療機関等と対策会議を設置し、医療体制の整備を推進 ○ 医療機関等における体制整備（診療継続計画、帰国者・接触者外来の整備、入院病床の確保等）
海外発生期・地域発生早期	○ 帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センターの設置 ○ PCR等による検査体制の整備及び運営 ○ 感染症指定医療機関等への入院措置の実施
地域感染期	○ 一般の医療機関における診療（軽症者は在宅療養、重症者は入院治療） ○ 医療機関の収容能力を超えた場合の対応（病診連携・病病連携、臨時の医療施設の設置の検討） ○ 都道府県知事による医療関係者に対する要請・補償等 ○ 電話再診患者のファクシミリ等による処方
小康期	○ 対策を段階的に縮小 ○ 対策の評価及び第二波に対する対策

医療体制＜海外発生期～国内（地域）発生早期＞

●新型インフルエンザ等対策政府行動計画

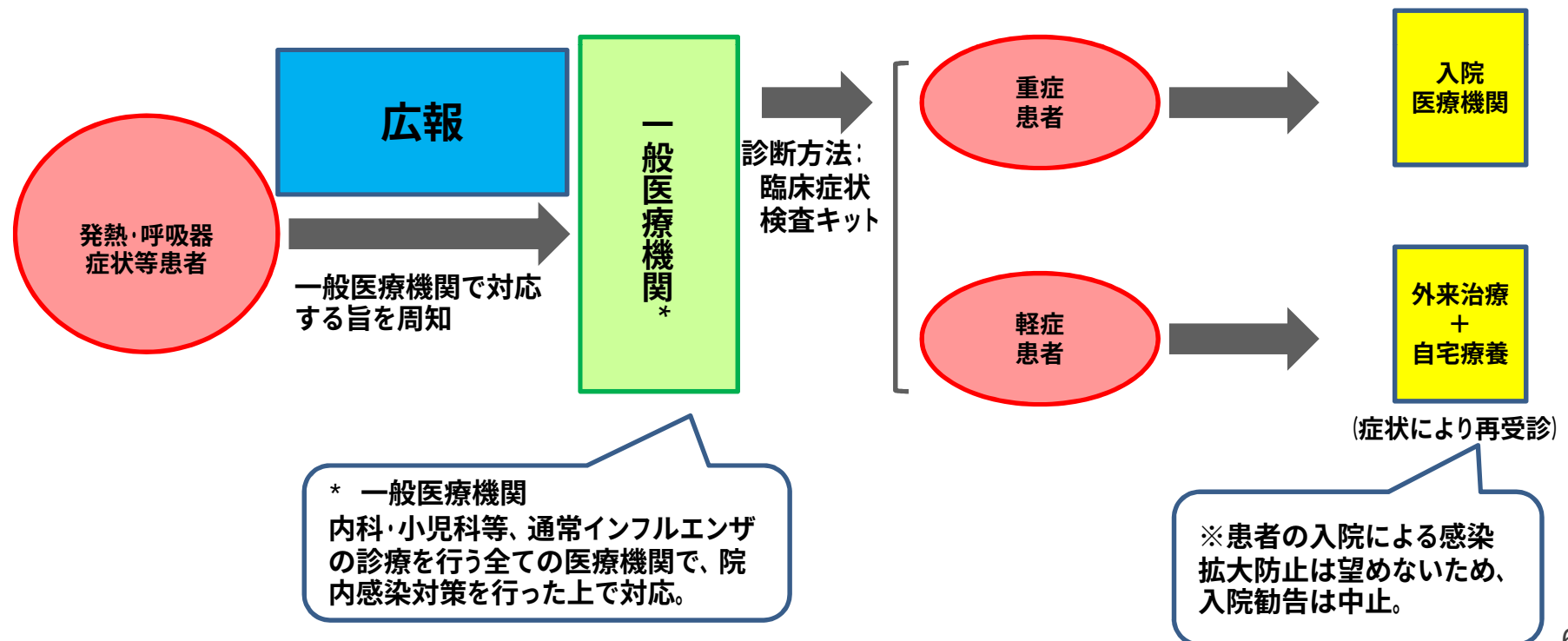
- 発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者について、帰国者・接触者外来において診断を行う。
- 帰国者・接触者外来以外の医療機関を新型インフルエンザの患者が受診する可能性もあるため、地域医師会等の協力を得て、院内感染対策を講じた上で、診療体制を整備する。
- 新型インフルエンザと診断された者に対しては原則として、感染症法に基づき感染症指定医療機関等に移送し、入院勧告を行う。



医療体制＜国内（地域）感染期＞

●新型インフルエンザ等対策政府行動計画

- 原則として一般の医療機関において新型インフルエンザの患者の診療を行う。
- 入院治療は重症患者を対象とし、それ以外の患者に対しては在宅での療養を要請するよう、関係機関に周知する。
- 入院患者数と病床利用率の状況を確認し、病床の不足が予測される場合には、患者治療のために公共施設等の利用を検討する。



各医療機関における診療継続計画について

- 平成25年8月に、厚生労働科学研究の成果として、医療機関向けの診療継続計画作りの手引き「新型インフルエンザ等発生時の診療継続計画作りの手引き」(診療所、小規模・中規模病院向け)及び「医療機関における新型インフルエンザ等対策立案のための手引き」(大規模・中規模病院向け)が公表された。

※ 「新型インフルエンザ等発生時の診療継続計画作りの手引き」(2013年8月31日第1刷)

<http://www.virology.med.tohoku.ac.jp/pandemicflu/tool.html>

※ 平成25年 政府行動計画・ガイドラインを踏まえた「医療機関における新型インフルエンザ等対策立案のための手引き」(平成25年9月暫定1.1版)

<http://www.medic.mie-u.ac.jp/kansen-seigyo/research/index.html>

「医療機関における新型インフルエンザ等対策立案のための手引き」(大規模・中規模病院向け)に掲載された診療継続計画の項目例

【前文】

【第1章 総論】

- 1-1 診療継続計画策定・運用の目的
- 1-2 基本方針
- 1-3 定義と用語

【第2章 未発生期における準備】

- 2-1 新型インフルエンザ等対策の体制整備
- 2-2 職員の健康管理と啓発
- 2-3 病院機能の維持及び業務継続
- 2-4 医療資器材の確保
- 2-5 施設利用者の安全確保と広報

【第3章 対策本部】

- 3-1 対策本部

【第4章 海外発生期から地域発生早期における対応】

- 4-1 外来診療体制
- 4-2 入院診療体制
- 4-3 職員の健康管理等
- 4-4 各部門における対応

【第5章 地域感染期における対応】

- 5-1 外来診療体制
- 5-2 入院診療体制
- 5-3 入院中患者で新型インフルエンザ等が発生した場合の対応
- 5-4 職員の健康管理等

【第6章 患者数が大幅に増加した場合の対応】

- 6-1 外来診療体制
- 6-2 入院診療体制
- 6-3 各部門における対応
- 6-4 地域全体での医療体制の確保について

【第7章 新型インフルエンザ等対策関連情報】

【第8章 用語集】

(注) 感染症指定医療機関の指定を受けている中規模病院及び高度先進医療を行う大規模病院等を想定して作成した例。

(参考) 各医療機関における診療継続について

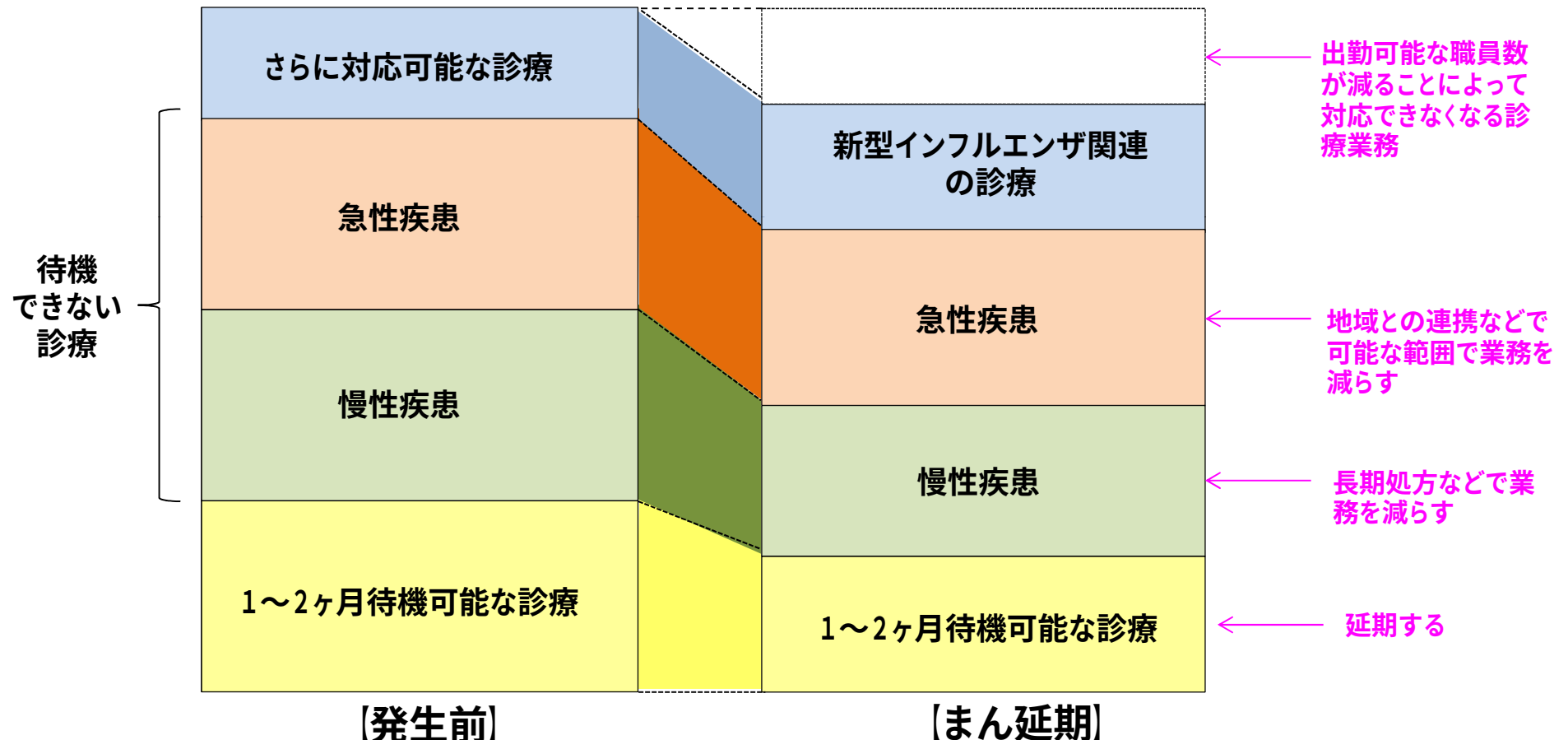
1 診療の“需要”を減らす

流行の初期から、慢性疾患での病状の比較的安定している定期受診患者に対して長期処方をするなど、受診する回数を減らしたり、定期受診患者が感染した場合の電話による対応を取り決めるといったことがある。

2 診療の“供給”を減らさない

医療従事者や職員の人員を確保できなくなった場合の人材の補充や、必要な医薬品等の確保などについて確認しておく。

新型インフルエンザまん延期における診療業務の調整のイメージ



新型インフルエンザ等対策に関する「業務計画」と 「事業継続計画（BCP）」について

区分	概要	報告・提出	記載事項（概要）
新型インフルエンザ等対策に関する業務計画	指定（地方）公共機関が、特措法（第9条）において作成が義務づけられているもの。 実施する新型インフルエンザ等対策について記載することが求められる。	内閣総理大臣又は都道府県知事に報告することが義務づけられている	（法第9条2項） ● 実施する新型インフルエンザ等対策の内容、実施方法 ● 実施体制 ● 関係機関との連携 ● その他、必要な事項
登録事業者に作成が求められるBCP	特定接種の登録事業者について、新型インフルエンザ等を想定したBCPを作成していることを要件とする。	新型インフルエンザ等発生時の事業継続性を担保することが目的であるため、必要に応じ、行政から提出を求められる可能性がある。 （今後、特定接種の実施要領等で示す予定）	（今後、特定接種の実施要領等で示す予定）

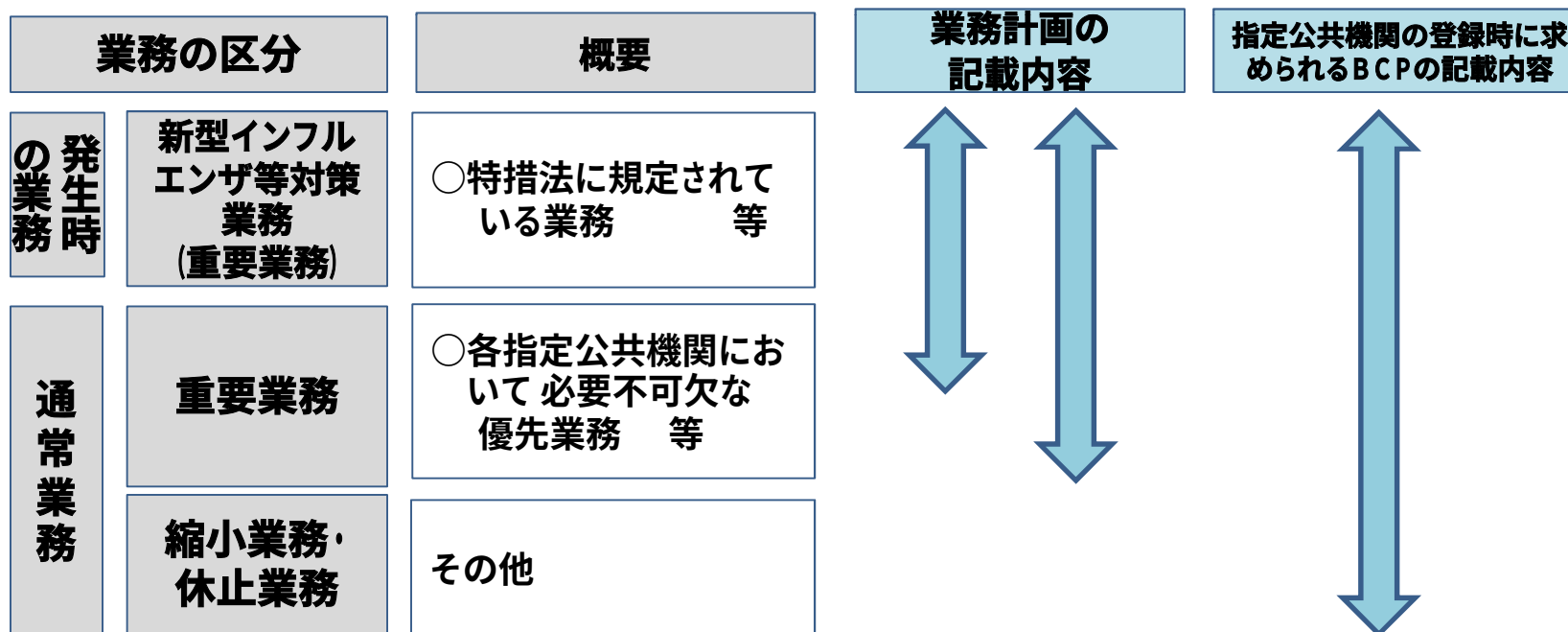
「業務計画」及び指定公共機関の「事業継続計画（BCP）」の記載項目（例）

業務計画の記載項目（例）	指定公共機関が登録する際に求められる 事業継続計画（BCP）の記載項目（例）
1. 総則（目的／基本方針）	1. 基本方針
(1) 業務計画の目的・基本方針 (2) 業務計画の運用	(1) 事業継続方針
2. 新型インフルエンザ等対策の実施体制	
(1) 新型インフルエンザ等対策の実施体制 (2) 情報収集・共有体制 (3) 関係機関との連携	
3. 新型インフルエンザ等対策に関する事項	2. 継続業務の特定と継続方法
(1) 新型インフルエンザ等対策業務の内容及び実施方法 ・新型インフルエンザ等対策業務の具体的内容 ・発生時の人員計画 など (2) 感染対策の検討・実施	(1) 重要業務・縮小業務・休止業務の分類及び継続方針 (2) 業務継続の具体的方策 ・人員計画 ・感染対策 等 (3) その他 ・特定接種に関する内容等
4. その他	3. その他
(1) 教育・訓練 (2) 計画の見直し	

「業務計画」と指定公共機関の「事業継続計画（BCP）」の関係（イメージ）

＜対象業務の範囲の考え方＞

- 基本的には業務計画は「新型インフルエンザ等対策業務」及び当該業務を実施するための体制（人員計画等）を記載するものである。
- 一方、事業継続計画は、一般的に通常業務のうち「重要業務」と「縮小・休止業務」を分類するとともに、「重要業務」を実施する体制を明確化するものである。
- 特措法上、指定（地方）公共機関に義務付けられた「新型インフルエンザ等対策業務」の一部は通常業務の「重要業務」に位置づけられるものであり、業務計画とBCPに記載される重要業務の範囲は重複することになる。



(例) ガス事業者①

□事業継続の方針

(1) 基本方針

お客さまおよびグループの従業員の生命・身体の安全の確保と感染拡大防止を前提に、都市ガスの供給・製造等について大規模な供給途絶を招かないことを目的として、必要な体制・対応を定める。

(2) 事業継続計画の発動

第一次体制時においては、原則すべての業務を可能な限り実施するが第二次体制移行時において事業継続計画を発動し、継続する業務を限定し事業を継続する。

(3) 業務の区分

全ての業務を「供給維持業務」、「最低維持業務」、「中断業務」に区分けし、原則として「供給維持業務」「最低維持業務」を第二次体制時に継続する業務とする。

※ 体制区分

新型インフルエンザの発生状況 (政府対策本部・都道府県の 決定・判断による)	体制の区分 (〔 〕 内は従来の名称)	
	重大度が「軽度」 「中等度」の場合	重大度が「重度」 の場合
未発生期	通常の勤務体制	
(海外または国内で発生しているが) 供給区域未発生期	第一次体制 〔警戒体制〕	第一次体制 〔警戒体制〕
供給区域発生早期		第二次体制 〔非常事態体制〕
供給区域感染期		
小康期		第一次体制 〔警戒体制〕

※ 「新型インフルエンザ等対策業務計画および事業継続計画(BCP)」概略(ガス事業者A社)

(例) ガス事業者②

□業務区分

区分	業務	
供給維持業務	原料・製造	原料調達
		都市ガスの製造・供給調整
	緊急保安	緊急ガス漏洩対応
最低維持業務	システム管理	供給維持(製造・供給・保安) システム維持管理
	お客さま関連業務	電話受付(ガス漏洩等緊急業務)、優先顧客のガス設備・機器等の修理
	広報 総務 人事 経理 資材 他	外部対応
		感染拡大の防止業務、労務管理、給与業務
		最低限度の経理業務 (資金繰り、支払い、預金管理等)
		ガスの安定供給・保安確保に必要な購買業務 受給管理
		籠城拠点の建屋等施設の維持管理
		非常事態対策本部業務 組織全体統括・部門間総合調整

(例) ガス事業者③

□人員の選定

各部門ごとの籠城要員、交代要員を集計したリストを人事部にて保有している。

※4月の人事異動後に更新の必要性が生じるため、毎年度初めに各部門に見直しの依頼をしている。

□食糧・備蓄品

60日分の食糧・備蓄品を倉庫に一括保管し管理している。

有事の際はトラックにて各拠点に分配する。

※運送業者と事前契約済みであり、拠点ごとの配送場所・送付数も事前に決定している。

(例) ガス事業者④

□全体訓練

○ 当日まで

①職場への周知

事務局より各部門に対し、それぞれの所属員に対して、各部門別のBCPの周知を実施するよう依頼している。

- ・「第一次体制 (警戒体制)」にとるべき行動の確認
- ・「第二次体制 (非常事態体制)」における籠城要員および業務の確認

②訓練対象者への周知 (出向者含む)

以下の資料を社内イントラ (新型インフルエンザ専用HP) に掲載しており、その資料を各自で確認するようにお願いしている。

- ・「SONAR (安否確認システム) 操作マニュアル (訓練用)」の確認
- ・「BCP行動マニュアル」の確認

○ 当日

訓練対象者に対し、午前10時に、登録アドレスに以下2通のメールが送信される。

「SONAR操作マニュアル」に沿って、各自での報告を依頼している。

- ・「第二次体制」への移行周知および籠城要員の確認
- ・本人及び同居者の健康状態の確認

※安否確認システムを使用し、全社員に家族を含めた健康状態および出社可否を問うメールを配信。
その後各社員がメールに記載のあるURLより回答をする。

(例) ガス事業者⑤

□ 備蓄品受け渡し説明会

第二次体制時に籠城を予定している建屋の管理者や籠城予定者に、籠城時用備蓄品の受取りに関する説明会を開催している。

各建屋に配布後に必要となる保管スペースの参考になるため、実際の備蓄品を確認させている。

○ 当日の内容

1. 新型インフルエンザの現状に関する説明
2. 備蓄品の受取り・保管について
3. 質疑応答
4. 倉庫にて備蓄品の見学

(例) 公共交通事業者①

公共交通機関に関して、国土交通省危機管理室から事業継続計画策定の手引きを作成・公表している。以下に手引きの抜粋を示す。

□BCP策定に当たっての前提知識

・BCP作成に当たっては、強毒性の発生に備え、全人口の25%が罹患し、従業員の最大40%程度が欠勤することを想定しつつ、発生した新型インフルエンザの被害の程度に応じ適宜対応がとれるよう、柔軟性を持たせるとよいでしょう。

・政府の対策については、現在、豚由来の新型インフルエンザへの対応を踏まえ、対策の見直し作業を行っているところであり、現行の新型インフルエンザ対策行動計画・ガイドラインに記載されている対策について、未確定であった部分が決定されたり、対策の内容が変更される可能性があります。政府の対策見直しが発表された場合には、これをよく理解していただいた上で、対策見直しに併せてBCPを変更する必要があるか、チェックしていただくことが必要です。以下に、特に留意していただきたい事項を示します。

- ワクチンの接種方針
- 水際対策の実施内容・実施範囲（運行自粛や検疫集約化を行うことがあるのか等）
- 事業法等の法令の弾力運用等が行われるのか
- その他被害想定等に変更がないか

(例) 公共交通事業者②

□一般継続業務、縮小・中断業務の分類

最低6割の人員を想定の上、通常業務に加えて発生する「新型インフルエンザ対策業務」と、事業継続のために必要不可欠な優先すべき業務として「一般継続業務」を設定し、「発生時継続業務」とし、そのほかは大幅に縮小又は中断し、その要員を発生時継続業務に投入できる体制を整えることが必要です。

◆BCPを構築・検討している多くの公共交通事業者は、以下のように業務を分類しています。

- ・主力業務（運行業務）を継続するために必要な業務
- ・会社経営に欠かせない業務
- ・一定期間縮小・中断しても支障のないその他の業務 → 縮小・中断業務

} 一般継続業務

◆具体的には以下のように分類している例が多く見られました。

	分類基準 (例)	該当する業務 (例)
一般継続業務	運行業務継続に必要な業務	・運航管理・指令、乗務、駅務、保守、配車、燃料調達等
	経営維持の観点から必要な業務	・同上（主力業務である運行業務継続に必要な業務） ・資金調達等
	・組織運営上必要な業務	・資金調達、支払い（給与含む）、決算等 ・対外広報
	・法令上の義務に基づく業務	・法定検査、有資格者の法定業務 ・決算、株主総会等の法定事項
	・契約上の義務に基づく業務	・契約の履行（運行・支払い等）
縮小業務	・一定期間停止はできないが、規模の縮小や、集約化・代替手段の活用による要員削減が可能な業務 ※特に感染防止につながるおそれのある業務はできる限り縮小	・人事・社内管理・経理等の事務全般（テレワーク・在宅勤務の活用も検討） ・改札業務、窓口業務等（機械の活用により要員削減） ・内部監査（規模の縮小）
中断業務	・法令や制度上で期限等の制約がなく、一定期間停止しても事業継続に影響がない（対外的にも理解が得られる）業務 ※特に感染防止につながるおそれのある業務はできる限り中断	・緊急性のない企画・計画・営業・調査統計・工事等 ・緊急性のない社内管理業務（啓発等） ・新規採用・異動関係業務 ・社員教育・研修

出典：「事業者における新型インフルエンザ事業継続計画策定の手引き」（平成22年3月 国土交通省危機管理室）

<http://www.mlit.go.jp/common/000125327.pdf>

(例) 公共交通事業者③

○ 人員計画の策定の手順の例

■ それぞれの部門において、新型インフルエンザ発生時の業務量を、要員で算出

【例1：事業部（150人）】※以下の2業務のみと仮定

- ・駅等サービスステーション業務→サービスの集約・一部停止（50人→40人）
- ・乗務・運行管理業務→削減不可。ただし2割欠勤までは対応可能。（最低80人）
※半数は有資格者かつ経験者の必要

【例2：経営企画部（30人）】

- ・緊急性のない企画業務・イベント・会議等を中断（30人→10人）
- ・新型インフルエンザ発生時の経営維持のための対応が増加（+5人）

■ 4割欠勤時に対応が可能か検討する。

【例1：事業部】

- ・駅等サービスステーション業務：4割欠勤時→ $50 \times 0.6 = 30$ （人）
1で算出した要員→40（人） ⇒▲対応不可能（応援必要人数：10人）
- ・乗務・運行管理業務：4割欠勤時→ $100 \times 0.6 = 60$ （人）
1で算出した要員→80（人） ⇒▲対応不可能（応援必要人数：20人（うち有資格者かつ経験者10人））

【例2：経営企画部】

- 4割欠勤時→ $30 \times 0.6 = 18$ （人）
- 1で算出した要員→ $10 + 5 = 15$ （人） ⇒○対応可能（応援可能人数：3人）

■ 部署間での人員調整を実施

【例：事業部】→ 応援必要人数：30人（うち有資格者かつ経験者10人）

- ・他部署配属中の有資格者等を調査、応援可能な部署との間で人員調整を実施
- ・なお有資格者等が不足する場合は、他部署間での人員調整を実施

（例：有資格者等がいる財務部へ、人事部からの応援を調整し、有資格者を事業部へ）

出典：「事業者における新型インフルエンザ事業継続計画策定の手引き」（平成22年3月 国土交通省危機管理室）

<http://www.mlit.go.jp/common/000125327.pdf>

3 その他（新型インフルエンザ等対策訓練）

平成25年度新型インフルエンザ等対策訓練実施計画

■ 訓練目的

- 特措法施行後、同法第12条に基づく閣僚を含めた初めての訓練であり、関係省庁の新型インフルエンザ等対応における制度上の手続き及び役割に関する知識を深める。
- 併せて、訓練の実施に関して努力義務のある都道府県・指定公共機関等(第12条)に対して、その実施を間接的に促す。
- また、マスメディアを通じて同対策の国民への普及・啓発(第13条)に資することも期待。

■ 本訓練の内容

I. 政府全体訓練

- ① 政府対策本部運営訓練 ② 「都道府県」及び「関係省庁を通じた指定公共機関」への連絡訓練

II. 政府全体訓練と連携した訓練

- 「関係省庁」、「都道府県」及び「指定公共機関」における訓練

■ 実施日 平成26年1月21日(火) 閣議後

■ 本訓練の特徴

- ① 特別措置法施行後、初めての対策本部訓練(閣僚が参加)
- ② Y国において、A(H7N9)ウイルスが持続的なヒト-ヒト感染を引き起こす等、新型インフルエンザが海外で発生した直後を想定した訓練
- ③ 政府対策本部運営訓練においては、国民への啓発のため、報道関係者にフルオープン
- ④ 全関係省庁、全都道府県、全指定公共機関(100機関)が参加。(政府全体訓練における「連絡訓練」)
- ⑤ 1庁、9府県及び1機関において、実動訓練を実施。

平成25年度新型インフルエンザ等対策訓練の概要

I. 政府全体訓練

① 政府対策本部運営訓練

- 政府対策本部設置までの一連の流れを状況付与
 海外で新型インフルエンザを疑う事例が発生
- 新型インフルエンザ等の発生に係る感染症法に基づく判断
 - 発生の「総理への報告」
 - 厚生労働大臣による発生の「公表」
 - 閣議による「政府対策本部設置」
 - 第1回基本的対処方針等諮問委員会

政府対策本部運営訓練【閣僚参加】

■前段 第1回政府対策本部会合の開催

- 本部長：総理大臣、進行：官房長官（副本部長）
- 発生状況等の説明
- 「基本的対処方針」の決定 等

■後段 新型インフルエンザ等の国内発生時の対応（緊急事態宣言等）について説明

官房長官による記者会見

事務方による記者会見

② 「都道府県」及び「関係省庁を通じた指定公共機関」への連絡訓練

- 「政府対策本部の設置」及び「基本的対処方針等」について連絡

II. 政府全体訓練と連携した訓練

※一部の関係省庁・都道府県・指定公共機関による実施

○ 関係省庁における訓練（1庁）

警察庁 警察庁

○ 都道府県における訓練（34道府県）

宮城県	山形県	福島県	茨城県	石川県
福井県	京都府	岡山県	愛媛県	
秋田県	神奈川県	福井県	山梨県	長野県
静岡県	三重県	京都府	島根県	高知県
福岡県				
青森県	三重県	徳島県	熊本県	
北海道	青森県	宮城県	秋田県	山形県
茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	神奈川県
富山県	石川県	福井県	山梨県	長野県
愛知県	三重県	滋賀県	島根県	岡山県
山口県	徳島県	高知県	福岡県	佐賀県
大分県				

○ 指定公共機関における訓練（12機関等）

労働者健康福祉機構（関東・横浜労災病院）

日本看護協会	全日本病院協会	日本医療法人協会	日本病院会
武田薬品工業	中外製薬	JMS	日本放送協会
日本医師会	日本歯科医師会	全日本病院協会	日本医療法人協会
日本病院会	塩野義製薬	JMS	日本放送協会

【参考情報】 今後直近の新型インフルエンザ等対策のための訓練

- ・岐阜県：1月23日（実動訓練）
- ・愛知県：2月3日（実動訓練）
- ・鳥取県：1月下旬（本部訓練）
- ・香川県：1月29日（実動訓練）
- ・佐賀県：1月28日（実動訓練）
- ・香川労災病院：1月29日（実動・机上訓練）

新型インフルエンザ等対策訓練の訓練目的及び訓練内容

○訓練目的

- ・ 関係省庁の制度上の手続き及び役割に関する知識の深化
- ・ 訓練の努力義務のある都道府県・指定公共機関等に対するその実施の促進
- ・ マスメディアを通じた新型インフルエンザ等対策の国民への普及・啓発

○訓練内容

政府全体訓練

- ① 政府対策本部運営訓練
- ② 全関係省庁・都道府県・指定公共機関への連絡訓練

政府全体訓練と連携した訓練

政府全体訓練を前提とした各実施主体（全関係省庁・都道府県・指定公共機関等）による実動訓練等

平成26年度新型インフルエンザ等対策訓練の全体像 (イメージ案)

緊急事態宣言・措置の前後の想定を中心として訓練を実施

海外における新型インフルエンザ(H7N9)の発生

厚生労働大臣の新型インフルエンザ等の発生の公表

25年度訓練実施場面

政府対策本部を設置し、基本的対処方針を決定

国内において感染患者を確認（発生国からの帰国者であることが判明）

緊急事態宣言の要件に該当する事態の発生
（国内（他地域）において新型インフルエンザの感染患者を確認し、
疫学調査の結果、感染経路を特定できない状況）

基本的対処方針等諮問委員会の開催

政府対策本部会合の開催

- 緊急事態宣言の公示
- 基本的対処方針の変更 等

「都道府県」「指定公共機関」等への連絡訓練（本部決定事項等の連絡）

海外
発生期

国内
発生早期

国内
感染期

26年度訓練実施場面

平成26年度新型インフルエンザ等対策訓練の概要 (イメージ)

I. 政府全体訓練

① 政府対策本部運営訓練

緊急事態宣言までの一連の流れ



国内において新型インフルエンザ感染患者を確認

- 国立感染症研究所による国内での感染患者の確定
- 厚生労働省から政府対策本部への報告
- 基本的対処方針等諮問委員会を開催

政府対策本部運営訓練 【閣僚参加】

■ 政府対策本部会合の開催

- 「緊急事態宣言」と「基本的対処方針の変更」
- 本部長：総理大臣、 進行：官房長官 (副本部長)

② 「関係省庁」、「都道府県」及び「関係省庁を通じた指定公共機関」への連絡訓練

- 「対策本部会合の開催決定」及び「対策本部会合決定事項」について連絡

II. 政府全体訓練と連携した訓練

○ 関係省庁における訓練

全関係省庁における実動訓練とすべく参加依頼

○ 都道府県における訓練

全都道府県における実動訓練とすべく参加依頼
(特に、東京都の実動訓練と連携した訓練とすべく調整中)

○ 指定公共機関における訓練

所管省庁を通じた指定公共機関の参加依頼

【参考】

9月1日現在の検討状況

(関係省庁)

■ 全関係省庁に参加を調整中

(都道府県)

■ 政府訓練と同日に実施予定

(又は同時期を予定) : 24県

■ 実施未定 : 20県

■ 別時期に実施予定 : 3県

: 訓練 (実際に実施する部分)

: 訓練 (実施したこととする部分)

平成26年度新型インフルエンザ等対策訓練 の実施に係る今後のスケジュール（予定）

9月16日	所管省庁を通じた指定公共機関に対する訓練の実施の依頼の発出（事務連絡）
9月22日	都道府県に対する訓練の実施の依頼（事務連絡）
10月31日	全関係省庁（所管する指定公共機関の訓練内容含む都道府県の訓練内容のご回答提出）
11月～12月上旬	実施計画（案）の作成
12月中旬	実施計画の確定
1月頃	マスコミ公表・記者説明会（P）



新型インフルエンザ等対策訓練の実施